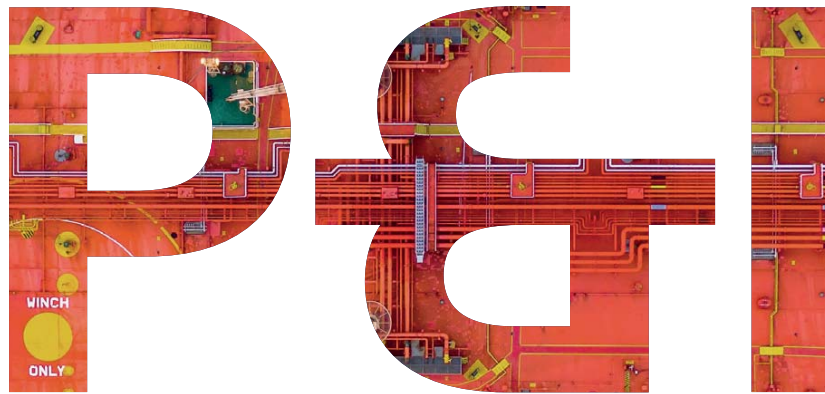


ブリタニヤ・クラブ
P&Iルール
2021年度翻訳



PROTECTION
& INDEMNITY
RULES

目次

[条文の日本語訳と原文(英語)の解釈に齟齬があれば原文の解釈を優先いたします]

| | | |
|-----------|-------------------|----|
| I | 序章 | |
| 第1条 | クラブの通常定款 | 1 |
| 第2条 | 定義 | 1 |
| 第3条 | 保険担保の種類 | 4 |
| | (1) 保険担保の範囲 | 4 |
| | (2) 条件 | 4 |
| | (3) 分担金 | 4 |
| | (4) 制裁 | 4 |
| | (5) 2015年保険法 | 4 |
| 第4条 | メンバーの資格 | 5 |
| 第5条 | 回収権 | 6 |
| II | 加入と分担金 | |
| 第6条 | 加入 | 9 |
| | (1) 申し込み | 9 |
| | (2) 公正な情報提供 | 9 |
| | (3) 加入証明書 | 9 |
| | (4) 加入屯数 | 10 |
| | (5) ルールへの準拠 | 10 |
| | (6) 保険担保の変更 | 10 |
| | (7) 保険契約 | 10 |
| | (8) 加入申し込みの拒否 | 10 |
| | (9) ITOPF | 10 |
| 第7条 | 特別保険 | 10 |
| 第8条 | 共同加入 | 11 |
| 第9条 | 保険期間 | 12 |
| 第10条 | 保険料による分担金 | 12 |
| 第11条 | 保険料 | 13 |
| 第12条 | 支払い | 14 |
| | (1) 分割払い | 14 |
| | (2) 通知 | 14 |
| | (3) 通貨 | 14 |
| | (4) 税金 | 15 |
| | (5) 相殺 | 15 |
| | (6) 支払い遅延に対する罰金 | 15 |
| | (7) 貸倒れ | 15 |
| | (8) メンバーによる不払いの効果 | 15 |
| 第13条 | 係船戻し | 15 |
| 第14条 | 保険料分担義務の免除 | 16 |
| 第15条 | 分担金の回収 | 16 |
| 第16条 | フリー加入 | 17 |
| 第17条 | 抵当権者 | 17 |
| 第18条 | 関連会社のための保険担保 | 17 |

III

担保危険

| | | |
|--------|---------------------------|----|
| 第 19 条 | 担保危険 | 19 |
| | (1) 船員に関する責任 | 19 |
| | (2) 船客に関する責任 | 20 |
| | (3) MLC 2006 | 21 |
| | (4) 第三者の疾病、傷害、死亡に関する責任 | 21 |
| | (5) 密航者または海上で救助された者に関する責任 | 22 |
| | (6) 針路変更のための費用 | 23 |
| | (7) 送還 | 23 |
| | (8) 人命救助 | 23 |
| | (9) 衝突により生じる責任 | 23 |
| | (10) 財物の損害 | 25 |
| | (11) 他船への非接触損害 | 26 |
| | (12) 汚濁 | 26 |
| | (13) 船骸撤去 | 29 |
| | (14) 曳航 | 30 |
| | (15) 損害補償契約または保証契約 | 31 |
| | (16) 検疫 | 31 |
| | (17) 貨物に関する責任 | 31 |
| | (18) 共同海損 | 35 |
| | (19) 罰金 | 36 |
| | (20) 法務費用、損害防止費用 | 38 |
| | (21) 船舶の所有に伴う諸危険 | 38 |
| | (22) 特別保険担保 | 39 |
| | (23) 海難救助者に対する特別保険担保 | 39 |
| | (24) 用船者のための特別保険担保 | 40 |
| | (25) 貨物運送より発生する責任 | 40 |

IV

除外、制限と確約的担保

| | | |
|--------|------------------|----|
| 第 20 条 | 特別除外危険 | 42 |
| | (1) 加入船の損傷 | 42 |
| | (2) 艀装品 | 42 |
| | (3) 加入船の修繕 | 42 |
| | (4) 貨物および運賃 | 42 |
| | (5) 汚濁 | 42 |
| | (6) 海難救助 | 42 |
| | (7) 用船契約 | 42 |
| | (8) 路上走行車 | 42 |
| | (9) 雇用主責任 | 43 |
| | (10) 貸倒れ | 43 |
| | (11) 詐欺 | 43 |
| | (12) 滞船料と遅延 | 43 |
| | (13) 曳航と海難救助 | 43 |
| | (14) 通し運送契約貨物の輸送 | 43 |
| | (15) 潜水 | 43 |
| | (16) 制裁措置 | 43 |

| | | |
|------------|--|----|
| 第 21 条 | 特殊用途船に関する危険の除外 | 44 |
| | (1) 救助タグ | 44 |
| | (2) 重量物運搬船 | 44 |
| | (3) 掘削船およびプロダクション作業 | 44 |
| | (4) 備蓄船 | 44 |
| | (5) 廃棄物運搬船 | 44 |
| | (6) 娯楽船 | 44 |
| | (7) 水中作業 | 44 |
| | (8) 特殊作業 | 44 |
| 第 22 条 | 無謀な運航 | 45 |
| 第 23 条 | 原子力危険の除外 | 45 |
| 第 24 条 | 船舶保険で担保される危険の除外 | 47 |
| 第 25 条 | 戦争危険の除外 | 47 |
| | (1) 一般的除外 | 47 |
| | (2) P&I 戦争危険 | 48 |
| 第 26 条 | 他保険 | 48 |
| 第 27 条 | 責任の制限 | 49 |
| 第 28 条 | 船級と船舶の状態 | 50 |
| 第 29 条 | 付則 | 53 |
| <hr/> | | |
| V | クレーム | |
| 第 30 条 | クレームに関するメンバーの義務 | 54 |
| 第 31 条 | クレームの処理と解決に関するマネジャーの権限 | 54 |
| 第 32 条 | クラブに対するクレームの決裁に関する理事会 (Board) および 委員会 (Committee) の権限 | 56 |
| <hr/> | | |
| VI | 保険の終了 | |
| 第 33 条 | すべての保険の終了 | 58 |
| | (1) 不払い | 58 |
| | (2) 個人の機能停止 | 58 |
| | (3) 法人の機能停止 | 58 |
| | (4) 制裁措置 | 58 |
| 第 34 条 | 加入船の保険の終了 | 58 |
| | (1) 利益の移転 | 58 |
| | (2) マネジメントの変更 | 58 |
| | (3) 全損 | 58 |
| | (4) 行方不明 | 59 |
| | (5) 抵当 | 59 |
| | (6) 船級 | 59 |
| | (7) 終了 | 59 |
| | (8) 制裁措置 | 59 |
| 第 35 条 | 保険終了の効果 | 59 |
| 第 36 条 | 保険終了による分担金 | 60 |
| <hr/> | | |
| VII | クラブの基金 | |
| 第 37 条 | 保険年度の締め切り | 62 |

| | | |
|--------|-----------|----|
| 第 38 条 | 再保険とプール協定 | 63 |
| 第 39 条 | 準備金 | 63 |
| 第 40 条 | 投資 | 64 |

VIII 一般条件

| | | |
|--------|-------|----|
| 第 41 条 | 差し控え | 66 |
| 第 42 条 | 譲渡 | 66 |
| 第 43 条 | 権限の委譲 | 66 |
| 第 44 条 | 論争と紛議 | 67 |
| 第 45 条 | 通知 | 68 |
| 第 46 条 | 裁判管轄 | 69 |

I 序章

| | |
|---------------------------------|--|
| 第1条 | クラブの通常定款 |
| | ルールは The Britannia Steam Ship Insurance Association Europe もしくはThe Britannia Steam Ship Insurance Association Limitedの通常定款に従う。 |
| 第2条 | 定義 |
| | ルールでは、主題または文脈と矛盾しない限り、以下の左欄の用語はその右欄に述べる意味を有する。 |
| クラブ (The Association) | 加入証明書に記載されているザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロッパもしくはザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド。 |
| 関連会社 (Associated Company) | メンバーと同系列であるか提携関係にあり、第18条に従ってクラブがメンバーに供与する保険担保利益の及ぶ個人または会社。 |
| 理事会 (The Board) | クラブの現在の理事(Directors)、または文脈により、正式に召集され定足数に達した理事会(Board)に出席する理事(Directors)。 |
| 保険料率 (Call Rate) | 加入船に関して第11条(1)に従いクラブに支払われる予定総保険料の加入屯当たりの料率。 |
| 保険料 (Calls) | 第11条に従い加入船に関してクラブに支払われるべき金員。 |
| 加入証明書 (Certificate of Entry) | 加入船に関して利益を有するメンバーの名とその優先順位を記し、保険契約の証しとしてクラブがそのルールと通常定款に従い発行する証書とその追認状。 |
| 本クラス (This Class) | クラス 3 - プロテクションとインデムニティー。 |
| 精算済保険年度 (Closed Policy Year) | 第37条(1)に従い理事会がその締め切りを宣言したクラブ保険年度。 |
| 委員会 (The Committee) | クラブの現在の代表委員(Representatives)、または文脈により、正式に召集され定足数に達した委員会(Committee)の会議に出席する代表委員(Representatives)。 |
| 分担金 (Contribution) | 第7条および第11条に従ってクラブが分担を求めるところの、予定総保険料、特別、オーバースpillまたは定額の各保険料。 |
| 条約上の責任限度額 (Convention Limit) | 「海事債権の責任制限に関する1976年国際条約」の第6条1(b)に従い決定され(ただし500屯まで各屯あたり334SDRを適用する)、オーバースpill・クレーム事故発生日現在一般に広く使用されていたとクラブが最終的に認定する為替料率で特別引出権(SDR)から米ドルに換算される(人命喪失や人身傷害に関するもの以外の)ク |

| | |
|---|---|
| | <p>レームに対する加入船船主の責任限度額。加入船はすべて、同条約中の反対の規定にかかわらず、同条約が適用される航洋船とみなされる。ただしクラブに加入する屯数が全屯数に足りぬ場合には、条約上の責任限度額は、上記のように換算されたもののうち、加入屯数が全屯数に対して占める割合に等しい部分とする。</p> |
| 加入船 (Entered Ship) | クラブの本クラスに保険のために加入した船舶。 |
| 加入屯数 (Entered Tonnage) | 船舶のクラブ加入に用いられる屯数で、この屯数に基づいてクラブ基金への分担額が算出される。 |
| フリート加入 (Fleet Entry) | 一名以上のメンバーによって保険引受け上フリートとしてまとめて扱われる二隻以上の加入。 |
| 全屯数 (Full Tonnage) | 1969年国際屯数計測条約に従い計測され、登録証書その他船舶の登記に関する公文書において証明され、または記載されている船舶の総屯数。不確かな場合は同条約上の屯数が優先する。ルールと通常定款の目的のためには、船舶の総屯数は各保険年度中に変更されることなく、保険年度開始時または加入時にその船舶の加入証明書に記載されるものとする。 |
| 一般超過損害額再保険契約 (General Excess Loss Reinsurance Contract) | プール協定への参加者によって付保された超過損害額再保険証券。 |
| ハーグ・ヴィスビー・ルール (The Hague Visby Rules) | 1924年8月25日ブリッセルにおいて調印され、さらに1968年2月23日ブリッセルにおいて調印された議定書により修正された、船荷証券に関する若干の規則の統一のための国際条約。 |
| 船舶保険証 (Hull Policies) | 船体と機関に対する保険証券で超過責任保険証券を含む。 |
| 保険 (Insurance) | ルールで明記する諸危険に対する元受け保険または再保険。 |
| マネジャー (The Managers) | クラブの現在のマネジャーで、もしそれが商事組合であればその組合員を含み、またそれが有限または無限責任会社であればその取締役を含む。 |
| メンバー (Member) | クラブの通常定款第3条で定義されたメンバー、とりわけクラブの本クラスのメンバー。 |
| オーバースpill保険料 (Overspill Call) | 第11条(4)に従い、オーバースpill・クレームの一部の支払いにあてるための基金を設ける目的で、加入戦に関しクラブに支払われる金員。 |
| オーバースpill・クレーム (Overspill Claim) | 関連諸費用を含む保険クレームにおいて(その発生が加入船の加入条件によるかプール協定によるかを問わず)、それが一般超過損害額再保険契約から回収可能な限度額を超えるか、超え得る部分へのクラブの分担金。 |

| | |
|---|---|
| オーバースpill・クレーム事故発生日 (Overspill Claim Date) | オーバースpill・クレームの原因となる事故の発生日、またはその発生日が第37条(2)により締め切られた保険年度に属する場合は、第37条(2)のもとオーバースpill・クレームが発生し得る旨通知が為された時点で、オーバースpill保険料に関する第37条(2)の自動締め切りを定めた条項のもと未だ締め切られていない最も古い保険年度の8月20日。 |
| 船客 (Passenger) | 乗船切符所持の故をもって加入船で運ばれる人。 |
| 所持品 (Personal Effects) | 船員によって加入船上に持ち込まれた、または加入船から、あるいは加入船へ移送中の私物、書類、航海用その他の技術用具および工具。ただし現金、貴重品、または理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) の意見で乗組員にとり必要不可欠とされない品目は除く。 |
| 保険年度 (Policy Year) | 2月20日正午(グリニッジ標準時)より翌年の2月20日正午(グリニッジ標準時)までの一年間。 |
| プール協定 (Pooling Agreement) | クラブの参加する1998年2月20日付船主責任相互保険クラブ間協定およびこの協定への追加、変更、置換または同様の性質や目的を有する他の協定。 |
| 禁止区域 (Prohibited Area) | 第25条(2)のもとでの担保をクラブが随時除外することを宣言する国、地域、区域、港または場所。 |
| 登録簿 (The Register) | クラブのメンバー登録簿。 |
| 代表委員 (Representative) | 委員会 (Committee) として選任されるメンバーの代表委員 (a Representative)。 |
| ルール (These Rules) | クラブの本クラスに関して現在有効なルール、規則および付則。 |
| 船員 (Seaman) | 加入船上の役務のため契約覚書またはその他の契約によって雇用される(船長を含む) 人員およびその交替要員、および加入船に乗船または加入船より下船の途にある者を含む。 |
| 主席メンバー (Senior Member) | 加入船に関し登録簿と加入証明書に最初に名前が記載されるメンバー。 |
| 船舶 (Ship) | クラブの本クラスに加入しているか加入が申し込まれた状況にある船舶で、航海またはその他目的の如何を問わず水面、水中、水上で使われるか、あるいは使われるべく意図されたいかなる船舶、舟艇、水中翼船、ホバークラフト、または他の名をもって呼ばれる船舶(いかなる形であれ推進装置を持つ瀬取り船、はしけその他の類似船を含む。ただし(a)石油またはガス探索や生産に関連して掘削作業を行う目的のために建造または改造される船舶や装置、(b)固定型プラットフォームや固定型リグおよび(c)地面効果翼艇を除く)あるいはそれらの一部や屯数の一部分、または持分。 |
| 連合王国 (The United Kingdom) | グレートブリテンおよび北アイルランド。 |

文書とは印刷、タイプ、石版、ファクシミリおよびその他で、語句を目に見える形に表わすあらゆる方法によるものをいう。

単数のみを意味する語は複数をも意味し、またその逆も同じ。

男性のみを意味する語は女性をも意味する。

人を意味する語は個人、共同経営体、法人および組合を含む。

ルール中の見出しと小見出しは参照の便宜までに加えられたに過ぎず、どのルールや副ルールの解釈にも影響しない。

第3条

保険担保の種類

| | | |
|----------|-------|---|
| 保険担保の範囲 | 3 (1) | クラブの本クラスによる保険担保は、ルールに述べられるとおりで、以下の事由から生じメンバーが被る損失、損害、責任または費用に対する保険をメンバーに提供する。 (A) メンバーが加入船に有する利益、ならびに (B) 船舶のクラブ加入中に起きる事件、ならびに (C) 船舶の運航に関すること。 |
| 条件 | 3 (2) | 第19条の担保危険はルールのその他の部分で述べる条件に従うものとし、これらの危険は第7条または第19条のもとでメンバーとマネジャーの間で文書で合意された特別条件によってのみ変更され得る。 |
| 分担金 | 3 (3) | 船舶のクラブ加入は、第7条と第11条で明記され、かつその加入船の加入証明書や第33条(1)によるクラブまたはマネジャーからメンバーへ送付する通知に示す分担金をメンバーが支払ってのみ有効である。 |
| 制裁 | 3 (4) | 第3条(2)を含むルールの他の諸規定、およびクラブの通常定款の諸規定にもかかわらず、またそれらに抵触せぬ限りにおいて、ルールは、理事会がその裁量により決定する通知をもって(保険年度中の効力発生を含み)何時でもその変更を行うことができる。ただしそのような変更は、国家、国際組織または他の主管庁による制裁、禁止、制限、法律制定、規制、または許可もしくは承認の取得要件の、潜在的または現実的実施あるいは変更の結果、理事会がその裁量により必要と認める範囲までとする。 |
| 2015年保険法 | 3(5) | 2015年保険法(法)の次の条文はルールおよび保険契約より除外される： 法第8条は除外される。よって、公正な情報提供のいかなる義務違反は、その公正な情報提供の義務違反が意図的でない、故意または無謀であるかにかかわらず、クラブに保険契約を無効にする権利を与える。 |

法第10条は除外される。よって、ルールまたは保険契約のすべての確約的担保は厳格に順守され、メンバーまたはクラブの保険担保の利益を受ける者が確約的担保の順守を怠った場合は、その違反がその後救済されたとしても、クラブはその違反の時から責任を負わない。

法第11条は除外される。よって、クラブとメンバーまたはクラブの保険担保の利益を受ける者との間のルールおよび保険契約のすべての条項は、ある特定の種類の損失、ある特定の場所や時間での損失のリスクの軽減に役立つ条項も含めて、厳格に順守されなければならない、そしてメンバーまたはクラブの保険担保の利益を受ける者がそのようないかなる条項の順守を怠った場合、その違反が発生した状況で実際に発生した損失のリスクを増大させなかったにもかかわらず、クラブの責任はルールに従って除外され、制限され、あるいは免責され得る。

法第13条は除外される。よって、クラブは、不正クレームがメンバーまたはクラブの保険担保の利益を受ける者によって、あるいはその者のためになされる場合、メンバーおよびクラブの保険担保の利益を受ける者に関する保険契約を終了する権利を有する。

法第13条Aは除外される。よって、クラブとメンバーおよびクラブの保険担保の利益を受ける者との間のルールおよび保険契約には適用しない、またクラブあるいはマネジャーは適切な時間内にクレームに関する債務額を支払う黙示的条件の違反とはならない。但し、その違反が故意または無謀な場合は除外されず、そして法13条Aはこの範囲において除外される。

法第14条は除外される。よって、クラブとメンバーおよびクラブの保険担保の利益を受ける者との間の保険契約は最高信義の契約とみなし、最高信義の義務違反はクラブに保険契約を無効とする権利を与える。

第4条

メンバーの資格

- | | | |
|-------|-------|---|
| 船舶の加入 | 4 (1) | 船舶に有する利益の保険のためその船舶の加入をクラブの本クラスに申し込む者はすべて、(既存メンバーでなければ)申し込みが承諾された日よりクラブのメンバーとなり、その名は登録簿に記入される。 |
| 理事 | 4 (2) | すべての理事は、(既存メンバーでなければ)その在任中クラブのメンバーとなり、その名は登録簿に記入される。 |
| 再保険 | 4 (3) | 保険者からの再保険としてクラブが船舶の加入を受け入れることに同意したときは何時でも、マネジャーはその裁量をもって、同保険者の被保険者を(彼が本来メンバーとして加入できる有資格者であれば)同保険者に加えて当クラブのメンバーとすることができ、その加入申し込みは再保険加入またはメンバー加入のいずれとしても承諾することができる。その者がメンバーとして受け入れられれば、その名は登録簿に記入される。 |

メンバー資格の終了 4 (4)

メンバーの利益がクラブによって保険されている船舶の加入が理由の如何を問わずすべて停止または終了すれば、その者はメンバーではなくなる。

4 (5)

本クラスに現在加入中のメンバーは、クラブの中で一つの独立したクラスを構成する。

第5条

回収権

5 (1)

事故や事件の発生時クラブに加入していた船舶につき、そのような事故や事件のためメンバーが第19条に定める損害賠償金その他に対する法的責任を負うか費用を支出することになれば、そのメンバーはクラブの本クラスの基金からそのような損害賠償金や費用を、ルールおよび加入証明書に定める条件と除外条項に従い回収することができる。しかしクラブへの加入屯数が船舶の全屯数に満たぬときは、同船舶の加入が別途定める特別条件によらぬ限り、回収額は加入屯数の全屯数に対する割合をその限度とする。

ただし常に、理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) がその裁量により別途決定せぬ限り、賠償責任と費用に関するクラブ基金からの回収権はメンバーが先ずそれら債務を果し支払いを済ますことが停止条件となる。

代位 5 (2)

メンバーがクラブより損害を回収するときは常に、クラブはメンバーに代位し、メンバーはマネジャーが請求すれば代位証明書に署名するものとする。

相殺 5 (3)

クラブは、メンバーがクラブに支払うべき金額と、そのメンバーにクラブが支払うべき金額とを相殺する権利を有するが、そのためルールの他の部分はいかなる影響も受けることはない。

事故 5 (4)

第5条(1)に従い、加入船につき一事故より発生しメンバーの負担する債務と費用はすべて、船骸の撤去や不撤去のための責任へのクレームを含め、ルールに定める目的のためには、メンバーがクラブの本クラスの基金より全債務と費用を回収するためのクレーム一件として扱われる。

通貨 5 (5)

クラブの本クラスの基金から損害を回収する権利のあるメンバーが、ルール第6条(3)(G)(指定通貨)のもと加入証明書に指定する通貨と異なる通貨で損害を被ったときは、その損害を指定通貨に換算するものとし、その換算率はクラブからメンバーへ宛てた支払い通知書の発行日現在のものとする。

制裁措置 5(6)

プール協定や一般超過損害額再保険契約、またはクラブかマネジャーが手配したあらゆる再保険契約のもとでクラブが回収できぬ債務および費用の当該部分については、メンバーはクラブの本クラスの基金から回収する権利を持たない。ただしそれは、それら当事者または再保険者による支払いが為された場合に、国家、国際機関またはその他の主管庁によるそれらの者への制裁、科料、禁止または阻止行為あるいはそのリスクにより、それら当事者または再保

険者からの回収不足が生じることがその理由であるものとする。本ルール第5条(6)のもとでの「不足額」は、それらの当事者または再保険者が、あらゆる国家、国際機関またはその他の主管庁の定める要件に従って指定口座に支払いを行ったために、クラブが回収できぬ場合またはクラブによる回収の遅れがある場合を含む。

オーバースピル・
クレーム回収
の可能性

5(7) (A) 他に適用可能な限度額があればその適用性に影響を与えることなく、クラブへ提出されるオーバースピル・クレームは、次の合計を超えてクラブより回収することはできない。即ち

(i) オーバースピル・クレームのうち、プール協定のもと適格である部分。ただしその部分はプール協定に従いクラブが負担すべきものであること。および

(ii) オーバースピル・クレームへの拠出分としてプール協定への他の参加者よりクラブが回収できる最高額。

(B) 上記(A)項に示す合計額は、クラブが以下の事実を証明できれば、その範囲で削減されるべきものとする。即ち

(i) クラブが以下の金額を徴収するため、または徴収しようとして適切に支出した費用。

(a) 上記(A)(i)に示すオーバースピル・クレームの当該部分を支払うための基金を設けるため徴収されるオーバースピル保険料、または

(b) 上記(A)(ii)に示す金額、または

(ii) 上記(A)(i)に示すオーバースピル・クレームの当該部分であって、クラブがオーバースピル保険料徴収分より支払うべく意図しながら、そのように徴収されるオーバースピル保険料やその一部の回収が経済的に不可能であるもの。ただし事情が変わり、後にそのような金額の回収が経済的に可能となれば、上記(A)項に示す合計額は回収可能となった金額の戻し入れを受けるものとする。

(C) 上記(B)(ii)に示す事項を証明するため、クラブは以下の事実を明らかにせねばならない。即ち

(i) 上記(A)項に示すオーバースピル・クレームに関し、第11条(4)に従い、同条で認められるオーバースピル保険料の最高額を全メンバーに賦課したこと、および

(ii) オーバースピル保険料の賦課を適時に行い、メンバーの保険料支払い義務の免除あるいは回避を認めることなく、保険料徴収のためあらゆる妥当な手段を尽くしたこと。

オーバースピル・クレ
ームのための基金の供給

5 (8) (A) クラブに提出されるオーバースピル・クレームの支払いにあてるために必要な基金は以下から供給される。即ち

(i) オーバースピル・クレームへの拠出分としてプール協定への他

の参加者よりクラブが回収できる金額、および

(ii) クラブの裁量により、オーバースピル・クレーム支払いのリスクに備えてクラブを護るべく手配された特別保険よりクラブが回収できる金額、および

(iii) 第39条(1)のもと設けられた準備金のうち、理事会の裁量で利用することに決定した部分、および

(iv) クラブが上記(A)(ii)に示す金額の全額または一部を回収せんとしたか否か、または回収したか否かを問わず、オーバースピル保険料を一度以上徴収することにより賄う部分。ただしクラブは先ず上記(A)(iii)のもとでの決定を下さねばならない。

(v) 第39条(2)のもと設けられたオーバースピル準備金による基金。

(B) クラブに提出されるオーバースピル・クレームの支払いにあてるため必要とされる基金が上記(A)(iv)に示すようにして供給される限り、クラブによるオーバースピル・クレームの支払いは、その基金がクラブに受け取られた場合のみこれを為すことができる。ただし、クラブが同基金を得るため第5条(7)(C)(i)および(ii)に示す手続きを踏んだことを随時示すことができる場合に限る。

オーバースピル・クレーム回収の可能性に関する論争 5 (9)

もし第5条(7)および第5条(8)(B)に関し

(A) オーバースピル・クレームの支払いにあてる基金徴収のため、または徴収を求めるための費用の支出が適正であったか否か、または

(B) オーバースピル保険料またはその一部の回収が経済的に可能であるか否か、または

(C) 上記第5条(8)(B)に示す基金の徴収を求めるにあたりクラブが同条に示す手続きを踏んだか否か、

について論争が発生すれば、プール協定に定められた手続きに従って、仲裁廷としてではなく専門家の合議体として設置され、第44条(4)に従って機能するパネルに付託されなければならない。

II 加入と分担金

第6条

加入

申し込み 6(1) 船舶をクラブの本クラスの保険に加入させることを望む者は、その都度マネジャーが要求する書式に従って加入を申し込み、マネジャーから求められる細目や情報を提供する。

公正な情報提供 6(2)

メンバーまたは加入予定のメンバーおよびその代理人は：

(i) マネジャーにあらゆる重要な細目と情報を、マネジャーが求める追加の細目と情報をあわせて提供することによりクラブとマネジャーへリスクの公正な情報提供をしなければならない；

(ii) 事実問題としてすべての重要な表示はおおむね正確で、期待と信頼の問題としてすべての重要な表示は誠実になされることを保証する。

第3条(5)により、2015年保険法の第8条は除外される。上記(i)または(ii)のいかなる違反は、その違反が意図的でない、故意または無謀であるかにかかわらず、クラブに保険契約を無効にする権利を与える。

メンバーまたは加入予定のメンバーは加入にかかわるいかなる重要な情報の変更を開示する義務を負う。その情報はマネジメント、船籍、船級協会、当該貿易の船舶証明書に責任のある政府当局、乗組員の国籍、貿易や運航地域または貿易や運航の性質の変更を含むが、この限りではない。そのような開示または開示の怠りにより、開示または開示を怠ったときよりその船舶に関してマネジャーは保険料率や加入条件の変更、あるいは加入の終了をおこなうことができる。

加入証明書 6(3)

クラブの本クラスへの船舶の加入申し込みを承諾した場合、マネジャーはできるだけ速やかに以下の事項(特別条件での加入はその条件による)が記載された加入証明書を発行する。

- (A) 加入した船舶に関するメンバー名と、その者が当該船舶に有する利益の種類。
- (B) 加入した船舶につき登録簿に記載されたメンバー名。メンバーの名は加入証明書上の記載順位に従って記載され、その記載順位は、クラブのルールと通常定款に従い、メンバー間の優先順位の確定証拠となる。
- (C) 保険加入した船舶に対するクラブの担保危険、および当該危険につきメンバーが負担すべき控除額または保有額。
- (D) その船舶の加入開始年月日。

- (E) その船舶の全屯数および加入屯数。
 - (F) 分担金に関する特別条件。
 - (G) 分担金の算出に使われ、メンバーとクラブの間の取り引きに用いられる通貨単位。ただし第12条(3)の規定により用いられる通貨は除く。
 - (H) クラブの提供する保険担保上の制限でルールには示されていないもの。
- 加入屯数 6(4) マネジャーは船舶の全屯数以外の屯数での加入を引き受けることができる。
- ルールへの準拠 6(5) 担保危険の種類と範囲、およびメンバーによって支払われる分担金に関する条件を含む船舶の加入承諾の条件は、以下に述べるルールと付則による。しかしそのような加入条件は、ルールの範囲内において、メンバーとマネジャーが合意し加入証明書に記載された変更条件がある場合は、その変更条件に従う。
- 保険担保の変更 6(6) マネジャーとメンバーとの合意で船舶の加入条件が変更される場合は、マネジャーはできるだけ速やかにその変更内容とその発効すべき日付を記載した加入証明書への追認状を発行する。
- 保険契約 6(7) 上記のようにして発行された加入証明書は保険契約の確定証拠となる。
- 加入申し込みの拒否 6(8) マネジャーはその裁量により、理由を述べずに本クラスへの船舶の加入申し込みを断ることができる。このことはその申し込みが既存メンバーによるものであると否とを問わない。
- ITOPF 6(9) クラブの本クラスに保険のため船舶を加入させることを望む者はすべて、自ら適宜「国際タンカー船主汚染防止連盟」(ITOPF)の会員または准会員となり、船舶をITOPFに加入せしめるものとし、マネジャーは、メンバーのため連盟へ会員や准会員として加入するための手続きを代行し、クラブの基金より加入船舶に関する連盟費を支払う権限を有するものとする。

第7条

特別保険

- 7(1) マネジャーはメンバーが定額保険料を支払うとの条件で船舶の加入を引受けることができる。ただし定額保険料を支払う条件での加入申し込みが受け入れられた場合、そのメンバーはマネジャーと合意した金額をマネジャーが指定する期日にクラブに支払わねばならない。
- 7(2) マネジャーは船舶の加入を特別条件をもって受け入れることができるが、その特別条件には、メンバーの資格と分担金に関するものと、ルールの範囲内における担保危険の種類と範囲に関するものがある。ただしその保険が引受けられた場合、その被保険者は、マネジャーと合意した金額をマネジャーの指定する期日に

クラブに支払わなければならない。とりわけマネジャーはこのような保険を他の保険者から引き受けることができる。

ただし常に

オーバースpill・クレームへの分担が免除されている加入や保険契約の場合、クレーム一件当たりクラブから回収できる最大金額は、そのクレームに関して一般超過損害額再保険契約から回収できる最大金額より少ない金額に制限される。

第8条

共同加入

- 支払い 8(1) マネジャーによる別段の同意がない限り、二名以上の者の名において、または二名以上の者(以下共同メンバーとする)のために船舶が加入した場合、それらの者はその加入につき連帯してクラブへの分担金その他債務額の支払い義務を負う。一方、クラブからの支払いが共同メンバー中の一名により受け取られれば、それは共同メンバー全員による共同受領とみなされ、クラブはその支払いに関する一切の義務を果たしたものとみなされる。
- 開示 8(2) 共同メンバーのいずれかの者が知り得た重大な事実の開示を怠った場合は、共同メンバー全員の開示義務不履行とみなされる。
- 行為 8(3) クラブをして補償を拒否させ得るような共同メンバーのどの者の行為も、共同メンバー全員の行為とみなされる。
- 保険担保の範囲 8(4) 船主(用船者加入の場合は用船者)自らが、または自らのリスクと責任において、通常行うところの運航や活動から発生し、ルールと加入証明書により提供される保険担保の範囲内である債務や費用でない限り、共同メンバーのいかなる者に対してもクラブはこれを担保しない。
- 保険担保の限度 8(5) 共同メンバーの名において、またはそれらの者のために船舶が加入した場合、クラブが提供し加入証明書やルールに示されるところの保険担保の限度額は、あたかもその船舶の加入が主席メンバー単独のものであるかの如く、共同メンバー全員に対する限度額の総計として適用される。
- 伝達 8(6) マネジャーの文書による別段の同意がない限り、クラブから、またはクラブのために共同メンバーのいずれかの者に対して為される伝達はすべて、その送付をもって全共同メンバーに周知せしめられたものとみなす。一方、共同メンバーのいずれかの者からクラブまたはマネジャーへの伝達は、共同メンバー全員の承認と権限に基づいて為されたものとみなす。

ただし常に

共同メンバー相互の間で提起されるクレームの結果発生する債務や費用に関しては一切回収できない。

第9条

保険期間

9 (1) 加入時に別段の合意がない限り、またはルールに別段の規定がない限り、保険は加入証明書に記された日の、メンバーが加入船に関して初めて利益を取得した時刻、または加入条件変更の場合にあっては本船所在地におけるその日の真夜中、に始まり次の2月20日正午(グリニッジ標準時)まで続くものとする。分担金の計算はすべて船舶の加入または条件変更が加入証明書に記された日付の正午(グリニッジ標準時)に為されたものとして計算される。

条件の変更 9(2)

保険は当保険年度に有効な条件と同条件で翌保険年度も継続する。ただしメンバーの要求で他の条件が合意された場合、または以下の場合はこの限りではない。

(i) 例年1月20日正午(グリニッジ標準時)以前にメンバーからマネジャーへまたはマネジャーからメンバーに文書で当該保険を終了せしめる旨の通知が出されたとき(特定期間建契約の場合を除く)。いずれの場合も当保険年度末で保険は終了する。または

(ii) マネジャーが当保険年度の1月20日正午(グリニッジ標準時)以前に翌保険年度の保険条件の変更を通知した場合。そのような通知が為された場合は、それに続く2月20日正午(グリニッジ標準時)までにメンバーとマネジャーの間で合意された条件で翌保険年度の保険は継続されるが、もしそれまでに条件が合意されなければ保険は2月20日正午で終了する。

ただし常に、

(a) 12月20日以前にマネジャーが第11条(1)(A)による理事会の決定を通知すれば、翌1月20日までに本項(i)のもとでの通知をメンバーがマネジャーに為さぬ限り、メンバーはその決定に同意しこれを受け入れたものとみなされ、保険は翌保険年度も継続する。または

(b) マネジャーが保険年度終了前にクラブ・ルール変更の通知を為せば、メンバーはその変更に同意しこれを受け入れたものとみなされ、保険はその変更された内容で翌保険年度初めより継続する。

9(3) 理事会またはマネジャーは随時メンバーへの30日前の通告により本クラスへの船舶の加入を打ち切ることができる。

9(4) 第9条(2)の規定によるか、理事会またはマネジャーの同意なしには、時と方法を問わず、加入船をクラブより脱退させることはできない。

第10条

保険料による分担金

10(1) 第7条に抵触せぬ限り、保険年度のどの期間であっても、クラブの本クラスに保険のために船舶を加入させたメンバーは、その加

入船に関して被るか支払いの責を負い得る債務と費用に対し、以下に述べるようにクラブを通じて相互に保険し合うものとする。その目的のため、下記の事項につき必要とされる基金に対し各メンバーは保険料としてその分担額を拠出する。即ち

- (A) 当該保険年度に関しクラブの本クラスに必然的かつ当然に属すると理事会が考えるクレーム(オーバースピル・クレームへの分担金を含む)、クラブの経費および他の出費(支払いが確定していると予定されているとを問わず)。
- (B) 理事会が適当と考える準備金または引当金への繰入額で、既に精算済の保険年度に関して生じたか、または生じると考えられる収支上の欠損に関し理事会が適当と考えるものを含む。
- (C) 保険年度ごとに適正なソルベンシー・マージンや保証基金を設定・維持するために別途留保することを法令で求められる金額で、本クラスに割当てられる部分。

10(2) この保険料は第11条に従って予定総保険料、特別保険料およびオーバースピル保険料として徴収される。

第11条 保険料

11(1) (A) 保険年度の開始前にクラブは、(船舶の加入が特別条件による場合はその特別条件に抵触せぬ限り)加入船の保険料率に応じて計算された予定総保険料をメンバーに賦課する。

(B) 各加入船の保険料率は文書でメンバーに通知され、その料率は第6条(6)および第9条(2)(ii)の各規定に従い変更することができる。

11(2) 保険年度が第37条(1)に従って締め切られる前のいずれかの時点において予定総保険料の全額(当該保険年度のために、または当該保険年度残に関して行われる準備金からの繰入額も含む)は第10条に定める目的のためには必要ではないと理事会が決定するとき:

(i) 理事会は、その決定した予定総保険料の減額率を宣言することができ、かつ

(ii) 第11条(1)(A)に基づくメンバーの予定総保険料の支払い義務は、これに応じて縮減する。

特別保険料 11(3) 理事会は、各保険年度の途中または終了後いつでも(ただし同保険年度が第37条(1)に従って締め切られた場合を除く)、その保険年度の加入船に関して妥当と考える特別保険料の支払いをメンバーに指示することができる。そのようにして徴収される特別保険料はすべて、当該保険年度の予定総保険料(戻し保険料があればその控除後)に比例して算出されるものとする。

オーバースピル保険料 11(4) (A) 理事会は、あるクレームがオーバースピル・クレームになり得ると

判断すれば、保険年度の途中または終了後随時(ただし同保険年度が第37条(2)に従って締め切られた場合を除く)、オーバースピル・クレーム事故発生日現在加入していた船舶に関し妥当と考えるオーバースピル保険料の支払いをメンバーに指示することができる。

(B) 理事会は、オーバースピル保険料に関する第37条(2)のもと締め切られた保険年度にオーバースピル・クレームが発生し得ると判断すれば、オーバースピル・クレーム発生日現在加入していた船舶につきメンバーにオーバースピル保険料の支払いを指示しかつ徴収すべきものとするが、このことはオーバースピル・クレームの原因となる事故の発生時に当該船舶がクラブに加入していなかったかもしれないとしても変わりはない。

(C) 本条に従い理事会が支払いを指示するオーバースピル保険料は、各船舶の条約上の責任限度額に対し理事会の裁量により決定した百分率によるものとし、オーバースピル・クレーム事故発生日現在クラブに加入していた全船舶につき、全メンバーに賦課され、支払われるものとする。ただし常に、メンバーの加入証明書やその追認状で特別にオーバースピル保険料支払いの義務が免除されている船舶に関しては、そのようなオーバースピル保険料の賦課はない。

メンバーについての限度額

(D) クラブは、一件のオーバースピル・クレームに対する加入船一隻あたりのオーバースピル保険料として、その総計において当該船舶の条約上の責任限度額の2.5%を超えて徴収することはない。

(E) オーバースピル保険料に関してクラブの調達する基金の用途は第39条(2)の定めるところに限られる。

第12条

支払い

分割払い 12(1)

第7条(2)に抵触せぬ限り、予定総保険料および特別保険料、またはオーバースピル保険料は、すべて理事会の指定する分割払いで指定の期日に支払われるものとする。

通知 12(2)

予定総保険料の額、または特別保険料もしくはオーバースピル保険料の各料率が決定されれば、マネジャーはできるだけ速やかにメンバーに以下の事項を通知するものとする。

- (A) 保険料率。
- (B) 保険料の支払い期日、または分割払いの場合はその分割払いの額とそれぞれの支払い期日。
- (C) メンバーの支払うべき加入船ごとの金額。

通貨 12(3)

第6条(3)(G)の定めるところにかかわらず、マネジャーは、メンバーの支払う金額の全額または一部をその指定する通貨で支払うよう、いずれのメンバーにも求めることができる。

| | | |
|---------------|-------|---|
| 税金 | 12(4) | メンバーは、クラブに対して支払うべき、あるいは支払った保険料その他の金額に関連する税金その他の金銭的請求のすべてについて、クラブに支払い責任があるか、またはあり得べきものとマネジャーが決定する金額を請求に応じてクラブに支払うものとする。 |
| 相殺 | 12(5) | クラブに対するメンバーのいかなる種類のクレームも、それをもってクラブに支払うべき分担金その他のいかなる性質の金額とも相殺することはできず、メンバーがそれら分担金その他の支払いを留保したり遅らせたりすることもできない。 |
| 支払い遅延に対する罰金 | 12(6) | 第33条(1)のもとでクラブが有する権利と救済手段に対して不利益な効果を与えぬ限り、分担金またはその分割分や一部分、その他性質を問わずメンバーの支払うべき金額が指定日までに支払われなければ、理事会は、支払い期日以降支払われた日までの未払いの期間に対し随時定める利率で利息の支払いを当該メンバーに指示することができる。 |
| 貸倒れ | 12(7) | メンバーよりクラブへ支払われるべき分担金その他の支払いが為されず理事会が取り立て不能と決定すれば、その結果生じるクラブの基金の不足を補うに必要な金額は、第10条のもとでの分担金の目的のためにはクラブ負担の経費とみなされる。 |
| メンバーによる不払いの効果 | 12(8) | 第33条(すべての保険の終了)および第34条(加入船の保険の終了)の規定に不利益な効果を与えぬ限り、請求書、通知、その他支払いの要求がメンバーに送達されてから30日以内に分担金その他のクラブに対するメンバーの支払いがなければ、メンバーは、自らが保険のために加入させた船舶に関して生じるいかなる債務もクラブから回収できない。 ただし常に、マネジャーは支払い期限延長の通知を送達することができ、メンバーは同通知により与えられた猶予期間経過前に分担金その他の支払いについてマネジャーを満足せしめ得る手配をすることができる。 |

第13条

係船戻し

第6条(5)の規定に従って為されていた別段の合意に抵触せぬ限り、加入船が安全な港または場所に最終的に係留されてから同地で連続する30日以上の間(最終的に係留された日から発航日までを数え、それより1日を控除した日数)係船され、その加入船が積荷を一切持たない場合、そのメンバーは当該期間に対し日割計算で50%を超えぬ保険料の払い戻しを受けることができる。もし当該期間中船員も乗船していなければ、保険料の払い戻し額は前記の方法で95%を超えぬ率で算出される。この保険料の払い戻し額は、再保険料、プール協定上のクラブの債務、およびマネジャーが随時決定する管理費用を控除した後に計算される。保険料払い戻しの対象期間終了後3ヵ月以内に文書での通知がマネジャーによって受け取られなければ保険料の払い戻しは行われぬ。

ただし常に

(i) マネジャーは、本条のために、その港または場所が安全であるか否かを定めるものとする。そして

(ii) オーバースピル保険料については、保険料の払い戻しは行われない。

第14条

保険料分担義務の免除

14(1)

加入船の保険が理由の如何を問わず終了したとき、またはその後何時でも、マネジャーは、メンバーの要求を受け、その船舶に関する以後の保険料分担義務を免除することができる。保険料分担義務の免除は、マネジャーがその裁量により、理事会が随時決定する保険料分担義務免除の方法を考慮の上、適当と考える条件および適当と考える金額の支払いを条件とする。メンバーからの要求がなくとも、マネジャーは、当該船舶の追加分担額につき、保険終了日における、またはその後何時でもメンバーの責任を評価する権限を有し、要求のあり次第、メンバーは一切相殺なしにその評価額を支払わねばならない。マネジャーがその裁量により、その状況に鑑み適当とした評価額および他の条件につき、メンバーが前者を支払い後者を満たせば、そのメンバーは以後当該船舶に関する以後の保険料分担義務を免除される。

マネジャーは、予定総保険料、第11条(3)のもとの特別保険料および第11条(4)のもとのオーバースピル保険料のいずれかまたはそれらについて、メンバーの以後の分担義務を免除することができる。

14(2)

第14条(1)により加入船が予定総保険料、特別保険料またはオーバースピル保険料に関する支払い義務を免除された日以降、メンバーは、当該船舶に関する第10条のもとのそれぞれの保険料分担義務を一切免れる一方、当該船舶に関する第37条(3)または第39条(2)または双方のもとの分担金の払い戻しや他の支払いを受ける権利もこれを有しない。

第15条

分担金の回収

回収 15(1)

メンバーより随時支払われるべきすべての金員は、クラブの名においてマネジャーの指示により法に訴えて回収することがある。

留置権 15(2)

クラブは、メンバーがクラブに支払うべき金員につき、メンバーが所有するか裸用船するすべての船舶(クラブに加入すると否とを問わず)に留置権を有するものとする。

他の裁判管轄 15(3)

クラブは自己が支払を受けるべき金員のために、対物的権利の実現または船舶に対する留置権の行使または財産の差し押えによる担保の取得を目的として、いかなる裁判管轄においても、その法廷地の法律に従って訴訟を提起する権利を有し、ルールのいかなる規定(第44条「論争と紛議」および第46条「裁判管轄」を含む)もこの権利に影響を及ぼしたり、または不利益をもたらすこ

とはない。

第16条

フリート加入

フリート加入として一隻以上の船舶が加入している場合、そのいずれの加入船のいずれのメンバーの債務も、当該フリートの一部として加入する、または加入していた船舶のその他メンバー全員の債務とし、さらにクラブは、フリート加入船のすべてが当該同一メンバーにより加入せしめられているかのように取り扱う権利を有する。

第17条

抵当権者

抵当権者の要求があり、それにメンバーが同意すれば、マネジャーはその裁量で第42条に抵触せぬ限り以下の事項に同意することができる。即ち

(a) メンバーが抵当権設定契約のもとで債務不履行に陥った旨の通知が抵当権者よりあれば、メンバーの債務や支出した費用に関しクラブ基金よりメンバーが受け取る権利のある回収金を抵当権者またはその指図先に支払うこと。

(b) 加入船に関するクラブの保険が終了する旨の通知が第9条(3)に基づきメンバーに出された場合、それを抵当権者に通知すること。

(c) 支払い期日になり要求されたにもかかわらずクラブへ為すべき支払いをメンバーが怠り、それを理由としてクラブが当該メンバーの保険を解約する場合、その意思を抵当権者に14日前に告知すること。

第18条

関連会社のための保険担保

18(1)

マネジャーは、加入船に関してクラブがメンバーに供与する保険担保の利益を、そのメンバーの関連会社にも及ぼすとの条件で船舶の加入を引受けることができる。クラブとこれら関連会社との間に生じる権利、義務はメンバーとマネジャーの間で合意されるそれに準ずる。

てん補の条件 18(2)

メンバーと、第18条(1)により保険担保の利益がそれにまで及ぼされた関連会社に対するクラブの責任は、一社以上の関連会社の負うべき債務や支出された費用に関するクレームのてん補額に限定されるが、総額において以下の範囲と金額を超えることはない。

(a) 当該クレームがメンバーに提起されたとすればそのメンバーが負うことになったであろう債務と費用、および

(b) クラブへの船舶の加入条件に従いメンバーがその後受け取る権利を得たであろうてん補額。

ただし常に、クラブをして補償を拒否せしめ得たであろう関連会社のいかなる行為もメンバーの行為とみなされる。

てん補金の受領 18(3)

メンバーによる、または第18条(1)に従って保険担保の利益が関連会社に及ぼされた場合のその関連会社によるクラブからの支払いの受領はすべて、メンバーとその関連会社すべてによる共同の受領とみなされ、クラブのその支払いへの義務は完全に果たされたものとみなされる。

ただし常に

第27条(1)(責任の制限)の規定が本条のもとでのすべての保険担保に適用され、その状況からしてメンバーが(理事会の意見によれば)責任制限を行い得たか、または実際に行った場合は、(理事会の意見によれば)責任制限を行い得たか、または実際に行った金額をもってクラブからの回収額の合計とする。

III 担保危険

第19条

担保危険

メンバーとマネジャーの間で別段の合意がない限り、メンバーは、船舶がクラブに加入している間、その運航に関連して発生する事件により、自らの加入船に有する利益に関して生じる以下の債務および費用をクラブで担保される。

19(1)

船員に関する責任

船員に関するメンバーの債務とその付随費用。

以下の項目が回収できる。

疾病・傷害・死亡

- (A) 医療費、入院費、葬祭料その他余儀なく支出した費用と、船員の疾病、死亡、負傷のため支払われる給料、扶養費、補償金、および損害賠償金。第5条(1)ただし書きにもかかわらず、メンバーが船員の疾病、死亡、負傷のため支払われる給料、扶養費、補償金または損害賠償金の責任を果たさないかまたは支払いを履行しなかった場合、クラブはメンバーのためにその船員または扶養家族に対して直接その責任を果たすか支払いを履行する。

ただし常に

(i) 船員または扶養家族は、他の関係者に対し強制可能な回収権を持たず、また他に補償を受ける手段を持たないこと。

(ii) 次の(iii)に従い、クラブには、いかなる場合もルールおよびメンバーの加入条件のもとでメンバーがクラブから回収できたであろう金額を超える金銭を支払う義務はないこと。

(iii) クレームにつき第33条(1)および第35条(1)によりクラブに責任がない場合でも、クラブは保険終了前に発生したクレームに限りその責任を果たすか支払いを履行するが、それはメンバーの代理人としてであり、メンバーはそのようなクレームを全額クラブに返済するものとする。

難破による休業補償

- (B) 加入船の難破または滅失の結果、休業中の船員に対して支払われる給料および法定の義務の故に支出したその他の支払い。

ただし常に、基本給の2ヵ月分を超えるそのような給料その他の支払いはクラブからは一切回収できない。

所持品の損害

- (C) 船員または加入船に乗船中の船員の親族の所持品の滅失または損傷に関する補償金。

交替要員

- (D) 職務に不適か、何らかの理由で下船させた船員の交替要員を雇用するために余儀なく支出した費用で、そのような費用に対する

責任を合理的に回避することのできなかつたであろう場合のもの。

ただし常に、給料は、メンバーが二人の船員に対し同時にかつ同等の職務について給料を支払う法的責任を負い、なおそのように重複して支払う給料の回収先が他に一切ない場合に限り、上記費用の一部として回収できる。

置き去りになった船員・
脱船者・ストライキ船員

(E) 置き去りにされ困窮した船員、あるいは脱船したりストライキに入る船員に関し、本条の他項のもとでは回収できず、また船員自身からも回収できない場合において、法定の義務の故にメンバーが負担すべき費用。

針路変更

(F) 本条でてん補する債務に関連する針路変更のための費用で、第19条(6)に従って支払い得るもの。

本国送還

(G) 本条で担保する債務に関連する本国送還費用で、第19条(7)に従って支払い得るもの。

団体協約・特別契約

(H) 本条でてん補する債務および費用は、事前にマネジャーの承認を得た団体協約または特別契約上のものをも含むべく拡張できる。

しかしメンバーと第三者間の損害補償契約、または保証契約上のメンバーの責任から発生するものは、本条のもとでは一切回収できない(第19条(15)参照)。

ただし常に：

次の債務および費用に関しては第19条(1)のもとでは一切回収できない。

(i) 役務契約の条件に従いその契約が終了した結果生じるか、双方の合意、またはメンバーの他の裁量行為、または加入船の売却により生じたもの。または

(ii) (暫定的な場合を除き)加入船が係留され、ホテル、レストラン、バーまたは他の娯楽施設として公開される場合に、船上で配膳・接客員として雇用される船員に関するもの。

19(2)

船客に関する責任

船客に関するメンバーの債務とその付随費用。

以下の項目が回収できる。

疾病・傷害・死亡

(A) 船客の疾病、死亡、傷害に関して発生する債務で、それに関連する第19条(6)と第19条(7)に明記する針路変更のための費用と送還費用を含む。

手荷物

(B) 船客の手荷物の滅失または損傷から生じる責任。

- 災難 (C) 下記のいずれかを伴う事件または船内の状態により船客に対して生じる責任。
- (i) 衝突、座礁、爆発、火災その他の原因で、加入船の物理的状态に影響を与え、予定仕向地までの安全な航行を不可能とならしめるもの、または
 - (ii) 船客の生命、健康または安全に対する脅威。
- ただし常に
- (i) 乗船切符によりメンバーの責任と費用が適切な法律のもとで最大限免除されていること、さらに
 - (ii) 船客を彼らの最終目的地まで送り届けたり乗船地へ帰したり陸上で扶養する費用は一切回収できないが、それら費用が上記(A)項および(C)項で担保する事件の結果発生する場合はこの限りではない。
 - (iii) 乗船切符あるいは用船契約以外の契約に基づいて発生する債務に関しては一切回収できない。
 - (iv) 加入船を離れて行く船客の小旅行に関し、第三者に対する償還請求権を放棄した結果発生するか、メンバーに残される債務に関しては一切回収できない。
 - (v) 船客の空輸の結果生じる債務や費用に関しては一切回収できないが、そのような債務や費用が上記(A)項または(C)項のもとで担保される状況における船客の空路送還中、または常に第19条(2)のただし書き(iii)に抵触せぬ限り、加入船からの小旅行中に発生する場合はこの限りではない。
 - (vi) 正貨、金(銀)塊、貴重・稀少な物質や石、貴金属の地金、宝石類その他の貴重・稀少な品、銀行券などの通貨、債券などの流通証券の滅失または損傷に関しては、それが貨物として運送されようと船客の手荷物であろうと一切回収できないが、運送開始前に価額がマネジャーに申告され、追加保険料が支払われ、安全な保管と運送のためのマネジャーの勧告が守られた場合はこの限りではない。

19(3)

MLC 2006

2006年海事労働条約(MLC 2006)、またはMLC 2006を実施する条約国の国内法のもとでのメンバーの債務に関してメンバーに提供された保険担保は加入船の加入証明書に明記される。

19(4)

第三者の疾病、傷害、死亡に関する責任

船員または船客以外の第三者の疾病、死亡、負傷によりメンバーが支払い義務を負う補償金と損害賠償金および上記の疾病、死亡、負傷に関連した第19条(6)に明記する針路変更のための

費用。

ただし常に

(i) 本ルール第19条(4)のもとの保険担保は、船上での不作為または怠慢、あるいは加入船の運航に関して、または船積み港での貨物の受け取り時から揚げ荷港での貨物の引渡しまでの貨物の取り扱いに関して発生する債務と費用に限る。

(ii) メンバーは、その第三者に係するその他すべての者や保険者からそのような責務、費用を回収するために法律上許されるあらゆる適切な手段を講ずること。そして

(iii) 第19条(4)のもとでは回収できない。

(a) マネジャーが(船員の親族である場合を除き)第三者の航海のための乗船とその条件を了承せず、メンバーがクラブの求めるであろう追加保険料を支払わないか、支払いに同意していない場合。

または

(b) メンバー以外の者により雇用された、(宿泊施設として用いられる)加入船上の(航海を目的に雇用される者以外の)人員に関するものであって、次のいずれかの場合:

(i) 当該加入船が、原油やガスの生産または探査施設から500メートル以内に係留または投錨している場合。または

(ii) メンバーとそのような人員の雇用主との間にクラブが承認した契約上の責任分担がない場合(第19条(15)参照)。

(c) (暫定的な場合を除き)加入船が係留され、ホテル、レストラン、バーその他の娯楽施設として公開される場合、そのような加入船上のホテル、レストラン、バーその他の娯楽施設への来客や訪問者に関するもの。

19(5)

密航者または海上で救助された者に関する責任

密航者または海上で救助された者の扶養、上陸、追放、送還に要する費用で、第19条(6)のもとの針路変更のための費用および第19条(7)のもとの本国送還費用も含めメンバーが余儀なく負担する費用。

ただし常に

(i) メンバーは、密航者や海上で救助された者、その他のすべての者や保険者、あるいはそれらの者に関する国家的・国際的な団体・組織から、そのような費用を回収するために法律上許されるあらゆる適切な手段を講ずること。そして

(ii) 逸失利益や価値下落の間接損害に関しては一切回収できない。

19(6)

針路変更のための費用

第19条(1)、(2)、(3)、(4)(そのルールのただし書き(i)にもかかわらず)または(5)のいずれかのもとでメンバーに回収の権利をもたらしめる状況における針路変更にかかわるメンバーの費用。ただし針路変更の結果、船上で罹患したか負傷した人員の加療中または交替要員を待つ間、または海上で人命の救助を行わなければならないために余儀なく支出する港費、燃料油、保険料、船員の給料、備品、糧食に関するメンバーの(針路変更や遅れがなくともかかるべき費用を上回る)純損失に限定される。

19(7)

送還

第19条(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかのもとでメンバーに回収の権利を生ぜしめる状況において、メンバーが支出した扶養、送還または追放に要する費用。

19(8)

人命救助

加入船内外で人命救助をしたか、または人命救助を試みた事実の故に第三者に裁定され与えられる報酬金。ただしそのような支払いが加入船の船舶保険証券や荷主または貨物保険者から回収できぬ金額を限度とする。

19(9)

衝突により生じる責任

加入船と他船との衝突の結果メンバーが負う債務とその付随費用。

下記の項目が回収できる。

衝突約款

(A) メンバーの責任の4分の1(または他の割合でマネジャーの承認したもので、協会期間約款・船舶1/10/83第8条または加入船に関しマネジャーの承認を得たその他の船舶保険証券の担保しない部分。

超過衝突責任

(B) 責任が保険価額を超えるという理由でのみ加入船の船舶保険証券および上記(A)項のもとで回収できる金額を超過する場合、その超過部分に対するメンバーの責任。

貨物に対する
衝突責任

(C) 加入船と他船双方の過失による衝突のため生じた加入船で運送中の貨物の滅失や損傷。ただし、そのような滅失や損傷への賠償責任は両船が連帯して負うべきものとされ、「双方過失衝突約款」が無効とされる国家で貨物損害の賠償責任が決定されたことを唯一の理由に、メンバーに他船の船主や用船者に対する補償責任が生じた場合の滅失や損傷に限る。

ただし常に、貨物に関するメンバーの責任が第19条(17)に基づい

| | | |
|-------------|-----|--|
| | | て担保されていないければ本項のもとでは回収できず、本項による担保は第19条(17)の規定に従う。 |
| 負傷・死亡 | (D) | 乗組員その他の者の負傷や死亡に対するメンバーの責任。ただし第19条(1)、(2)および(4)で担保されるものに限る。 |
| 財物の損害 | (E) | 財物(加入船が衝突した相手船またはその相手船上の貨物その他の財物は除く)の滅失または損傷に対する責任。ただし第19条(10)で担保されるものに限る。 |
| 他船に対する非接触損害 | (F) | 他船または他船上の貨物その他の財物の損害に対する責任。ただし第19条(11)で担保されるものに限る。 |
| 汚濁 | (G) | 油または他の物質の流出または排出、あるいは流排出の恐れに関する責任。ただし第19条(12)で担保されるものに限る。 |
| 船骸撤去 | (H) | 船骸撤去の責任。ただし第19条(13)で担保されるものに限る。 |
| 貨物 | (J) | 貨物に対するメンバーの責任。ただし第19条(17)で担保されるものに限る。 |
| | | ただし常に |
| 船舶保険証券 | | (i) 加入船の船舶保険証券のもとで回収できるか、またはその保険証券に免責額や控除額が定められていなければ回収できたであろう金額は担保されない。 |
| 適正価額 | | (ii) 本条(B)項の目的のため、理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))は加入船の船舶保険が適正な価額でつけられていたか否かにつき決定を下す。もし実際の付保額が適正価額よりも低いと決定された場合には、メンバーはそのような適正価額を超える分についてのみ回収できる。(注意:船舶が適正価額で付保されていたかどうかを決定するに際しては、上記保険証券が市況に関する適切な助言に照らして定期的に再検討されていたと理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))が納得する必要がある。適正価額とは衝突の時点における船舶の完全自由市場価額に妥当な程度に近い金額をいう。) |
| 双方過失 | | (iii) マネジャーの承認を得て加入船の船舶保険証券に別段の規定を定めぬ限り、両船に過失があり一方または双方の衝突責任が法律によって制限される場合には、この第19条(9)のもとでのクレームは単一責任主義に基づいて決済される。その他の場合には、この第19条(9)のもとでのクレームは交差責任主義に拠る。即ちこの衝突の結果メンバーが相手船に支払うべき、あるいは相手船より受け取るべき損害賠償金またはその差額を確定するためにあたかも各船船主がそれぞれ相手船主に対し互いに適切に認容されたと認められる損害賠償額の各自の負担額の支払いを余儀なくされたかのようにしてこれを決済する。 |

メンバーの所有船舶

(iv) もし衝突が同一メンバーの所有になる二隻以上の船舶間で起きた場合、または衝突によりメンバーの所有になる貨物に関してクレームが発生した場合には、それらの船舶が異なる船主に属していたものとみなして、またそれらの貨物が第三者の所有下にあったものとみなしてメンバーはクラブから回収することができ、クラブもまた同様の場合に行使できる権利を有するものとする。

19(10)

財物の損害

財物の滅失、損傷あるいは財物に関する権利の侵害に対してメンバーが負う損害賠償や補償の債務で、それらの付随費用を含む。

以下の項目が回収できる。

固定・浮動物体

(A) 港、ドック、突堤、栈橋、土地その他動産、不動産を問わぬ財物(他船および他船上の貨物や財物、さらに加入船上の貨物や財物は除く)が加入船との接触の結果滅失または損傷を被ったことから生じる責任。

船客の手荷物

(B) 第19条(2)のもとで担保される限り、船客の手荷物の滅失または損傷から生じる責任。

超過責任

(C) 上記(A)項の債務に関して加入船の船舶保険から回収できる金額を超過するメンバーの責任部分を担保するが、この場合は常に第19条(9)のただし書き(i)と(ii)に従う。

他船への
非接触損害

(D) 第19条(11)のもとで担保される限り、他船および他船上の貨物や財物の所有者が被った損失に対する責任。

汚濁

(E) 第19条(12)のもとで担保される限り、油または他の物質の流出または排出、あるいは流排出の恐れに対する責任。

船骸撤去

(F) 第19条(13)のもとで担保される限り、船骸撤去に対する責任。

他の財物損害

(G) 他者(加入船の運送する貨物に利益を有する者は除く)の財物の滅失、損傷およびそのような財物に関する権利の侵害に対する責任。

ただし常に、本項では上記(A)、(B)、(C)、(D)、(E)および(F)の各項のもとで担保される責任は除く。

ただし常に

(i) メンバーと第三者の間の損害補償契約や保証契約(第19条(15)参照)によるメンバーの責任から生じる出費はこの第19条(10)のもとでは回収できない。

(ii) 加入船と他船の衝突により相手船および相手船上の貨物や財物に利益を有する者に対して生じるメンバーの債務(第19条(9)参照)、さらに加入船が運送する貨物に利益を有する者に対して

生じるメンバーの債務(第19条(17)参照)に関しては、この第19条(10)のもとでは回収できない。

(iii) 滅失、損傷または出費がメンバー自身の財物(加入船上で運送される財物は除く - 第20条(2)参照)に関する場合は、メンバーはその財物が第三者の所有下にある場合に準じてクラブから回収することができ、クラブもまた当該財物が第三者に属している場合と同様の権利を有するものとする。この回収の範囲は当該財物を対象とする他保険より回収できぬ滅失・損傷に限られる。

19(11)

他船への非接触損害

衝突以外の原因で加入船が他船に損傷を与えたことによりメンバーが負う債務と付随費用。

以下の項目が回収できる。

- | | | |
|---------|-----|--|
| 他船または貨物 | (A) | 他船または他船上の財物の滅失・損傷に対する債務。その結果としての損害賠償金を含む。 |
| 傷害・死亡 | (B) | 第19条(1)、(2)および(4)のもとで担保される限り、船員その他の人々の傷害や死亡に対する責任。 |
| 汚濁 | (C) | 第19条(12)のもとで担保される限り、油または他の物質の流出または排出、あるいは流排出の恐れに関する責任。 |
| 船骸撤去 | (D) | 第19条(13)のもとで担保される限り、船骸撤去に関する責任。 |

ただし常に

そのような滅失・損傷のあった他船や他船上の貨物や財物がメンバー自身のものであった場合は、メンバーはそれらが第三者の所有下にある場合に準じてクラブから回収することができ、クラブもまた当該船舶または貨物または財物が第三者に属している場合と同様の権利を持つが、これら滅失、損傷がそれらの船舶、貨物または財物に対するいかなる保険からも回収できない金額を限度とする。

19(12)

汚濁

加入船または他の財物からの油または他の物質の流出または排出、あるいはそのような流排出の恐れによりメンバーが負う債務と付随費用。

以下の項目が回収できる。

- | | | |
|-------|-----|--|
| 損害賠償金 | (A) | 加入船または他の財物からの油または他の物質の流出または排出、あるいはそのような流排出の恐れにより生じるところの、他者に支払う損害賠償金や補償金に対する責任。 |
| 清掃 | (B) | 加入船または他の財物からの油または他の物質の流出または排 |

出を防止・軽減あるいは清掃するために講じられた合理的な措置のための費用、およびそのような措置の結果発生する損失・損害に対する責任。

ただし常に、そのような措置の結果として撤去または救助された船舶や船骸またはその備品や船材、貨物や他の財物の価額は、クラブに対する貸方勘定に計上されるかクラブからの回収金額より控除される。

協定 (C) 油濁に関する協定への参加者として滅失、損傷、付随費用に対しメンバーが負う責任。そのような協定のもとでメンバーがその義務に則して支出する合理的な経費への責任を含む。

ただし常に、そのような協定は事前にマネジャーが承認し、メンバーはクラブの求める追加保険料を支払ったか、または支払いに同意していること。

政府の命令 (D) 油または他の物質の流出または排出、あるいは流排出の恐れを伴う事故のため、そのような流出、排出またはその恐れや付随する損害を防止軽減するために政府や当局の下す命令や指示に従った結果負う費用や債務。

ただし常に

(i) そのような命令や指示に従うことが加入船の通常の運航や救助または修理作業に先立つ要件である場合は、そのような費用や債務はクラブより回収できず、さらに

(ii) そのような費用や債務が、加入船の船舶保険証券のもと回収できぬものであること。

救助者に対する特別補償 (E) P&Iクラブ特別補償(SCOPIC)条項のもと、または1989年国際救助条約第14条の規定、またはクラブの承認した同様の標準海難救助契約の条項のもと、環境に対する損害を防止または軽減するために為された作業や講じられた措置に関してメンバーが加入船の救助者に対して負う特別補償責任。

罰金 (F) 第19条(19)のもとで担保される限り、油または他の物質の流出または排出、あるいは流排出の恐れに関してメンバーが罰金を支払うべく負う責任。

ただし常に

(i) 油または他の物質の流出または排出、あるいは流排出の恐れの結果として生じる損失、債務または付随費用に関しては、この第19条(12)による以外は一切回収できず、しかもそのすべての回収は加入証明書に明示された責任限度額までとし、さらに

(ii) この第19条(12)のもとでは、第19条(17)(貨物)の規定が適用される貨物に関する債務は一切回収できず、さらに

(iii) この第19条(12)のもとでは、ヨーク・アントワープ規則のいかなる無修正版に定める共同海損費用の一部を構成するか構成し得る費用に関する債務については一切回収することができず、さらに

(iv) このルール第19条(12)のもとでは、(船舶の前荷である)油または他の物質の陸上の集積・保管・処理施設からの流出または排出、または流排出の恐れにより生じる責任はすべて、そのような流排出が船舶の管理・運航上の過失に直接起因するか、理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))がその裁量で別途決定せぬ限り回収できず、さらに

(v) 別途、より低い金額に制限されていない限り、油の流出または排出、あるいは流排出の恐れの結果として生じる損失、債務または付随費用に関する全共同加入メンバーに対する一件の加入証明書のもとでのクラブの責任総額は、下記の場合を除き、一事故または一事件につきそれぞれの加入船の加入証明書に記載された金額に制限される。

(a) 加入船がさらに(裸用船者以外の用船者を除く)他者のためにクラブにより、またはプール協定に参加する他クラブにより別個に担保されている場合、クラブやそのような他クラブから回収できる油の流出または排出、あるいは流排出の恐れの結果生じる損失、債務または付随費用に関するクレーム総額は、一事故または一事件につき加入証明書に記載された金額に制限される。もしそのようなクレームがこの限度額を超える場合、クラブが加入証明書ごとに負う責任は、クラブおよびそのような他クラブより回収可能な当該クレームの総額に対して加入証明書のもとクラブより回収可能なクレームが占める割合を限度額に乗じた額に制限される。さらに

(b) 加入船と他船が事故が発生した別の船舶に救助作業や他の援助を提供し、それら他船が油の流出または排出、あるいは流排出の恐れの結果として生じる損失、債務または付随費用に関しクラブで、またはプール協定・一般超過損害額再保険契約に参加する他クラブで担保されている場合、当該救助または他の援助から発生する加入船やそのような他船の油の流出または排出、あるいは流排出の恐れの結果生じる損失、債務または付随費用に関してクラブやそのような他クラブから回収できるクレーム総額は、加入証明書に記載された金額に制限される。もしそのようなクレームがこの限度額を超える場合、クラブが加入船ごとに負う責任は、クラブおよびその他クラブより回収可能な当該クレームの総額に対して、当該船舶に関しクラブより回収可能なクレームが占める割合を限度額に乗じた額に制限される。さらに

(vi) (a) 加入船が「2006年タンカー油濁補償協定」(あるいはその後の改正)(TOPIA)に定義される「該当船舶」である場合、文書によるクラブの別段の同意がない限り、メンバーは当該船舶がクラブに加入する間、同協定の当事者であるものとする。加入船が「2006年小型タンカー油濁補償協定」(あるいはその後の改正)

(STOPIA)に定義される「該当船舶」である場合、文書によるクラブの別段の同意がない限り、メンバーは当該船舶がクラブに加入する間、同協定の当事者であるものとする。メンバーがこの要件を満たさぬ場合、理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))がその裁量によって別途決定せぬ限り、その間発生するいかなるでき事に関するものもこのルールのもとでは担保されない。

(b) クラブは、TOPIAまたはSTOPIAに定義される「該当船舶」である加入船に関し、それら諸協定に基づくあらゆる通信および取り扱いについて、メンバーの代理人であるものとする。

19(13)

船骸撤去

以下の事項に関するメンバーの債務と付随費用。

- | | | |
|-----|-----|---|
| 加入船 | (A) | 加入船の船骸、または加入船により運送されているか運送された貨物、艀装品その他財物の残骸の引揚げ、撤去、破壊、あるいはそれへの灯火や標識の設置。 |
| | (B) | 加入船により運送されているか、または運送された貨物、艀装品その他財物の残骸を含む船骸の残留あるいはその自然移動。 |
| 他船 | (C) | 他船の船骸および他船上にあるか、またはあった貨物その他財物の残骸の引揚げ、撤去、破壊、あるいはそれへの灯火や標識の設置。 |

ただし常に

(i) 引揚げ、撤去、破壊、灯火や標識の設置は法律のもとで強制されたものであるか、またはこれら費用がマネジャーの承認した契約のもとメンバーより法的に徴収されるべきものであること。

(ii) 救助された船骸自体や備品、船材、積荷や他の財物の価額はクラブに対する貸方勘定に計上されるかクラブからの回収額より控除される。

(iii) もしそのような引揚げ、撤去、破壊、灯火や標識の設置以前にメンバーがマネジャーの文書による承諾を得ずに船骸、積荷や他の財物に有する権利を(委付によることなく)移転した場合は第19条(13)のもとでの回収はない。

(iv) このルール第19条(13)のもとでは、船舶、貨物、艀装品その他財物が残骸あるいは廃物となって2年を経過した後に生じる責任は、理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))がその裁量で別途決定せぬ限り回収できない。さらに

(v) 加入船がクラブ加入期間中に生じたでき事により船骸となれば、クラブは、その他の点につきルール第34条に従いその責任が終了していても、それに関するクレームに対しては引続き責任を負う。

19(14)

曳航

加入船の曳航

(A) 加入船の次のような曳航から生じるメンバーの責任と付随費用。即ち

(i) 運航の通常の過程における入出港または港内での移動のための契約条件による曳航。

(ii) 港から港へ、または場所から場所へ曳航されることが習いの加入船の運航において、その通常の過程で行われる曳航。

ただし常に

(a) クラブの担保する責任は、そのような責任に対し加入船の船舶保険でメンバーが担保されない範囲に限られ、さらに

(b) そのような船舶についてマネジャーにその旨の申告をしたことを条件とする。

(iii) その他の曳航契約の条件による加入船の曳航。

ただし常に、曳航契約はマネジャーの承認を得、メンバーはクラブの求める追加保険料を支払ったか、支払いに同意していること。

加入船による曳航

(B) 加入船が他船や他物を曳航することから生じるメンバーの責任と付随費用。

ただし常に

(i) 曳船として特別に設計されたか改造された加入船については、加入時または曳船に改造された時にその旨マネジャーに申告されていること。さらに

(ii) 曳航契約はマネジャーの承認を得、メンバーはクラブの求める追加保険料を支払ったか、支払いに同意していること。または

(iii) 理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) がその裁量により、あらゆる状況を考慮した上で、その曳航契約条件が妥当でその責任がクラブの担保範囲にあると考えること。しかしながら

(iv) 曳航される船舶や物体またはそれらによって運送される貨物や他の財物の滅失、損傷または船骸・難破物の撤去に対するいかなる責任に関しても、マネジャーが文書でそのような責任の担保を承認していない限り、それが契約条件のもとで発生すると否と

を問わず、クラブからの回収は一切ない。

19(15)

損害補償契約または保証契約

加入船に対して、または加入船により提供される役務に関連してメンバーが結んだ契約のもとメンバーが負う責任と付随費用で、あらゆる人の疾病、死亡、傷害、または貨物(第20条(4)に抵触せぬ限り)あるいは他の財物の滅失や損傷に関するもの。

ただし常に

(i) 契約がマネジャーの承諾を得ており、メンバーはクラブの求める追加保険料を支払ったか、または支払いに同意していること。または

(ii) メンバーの損害がてん補さるべきことを理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))がその裁量で決定すること。

19(16)

検疫

メンバーが要する臨時費用で、伝染病の発生が直接原因となって加入船や、加入船上の貨物や人々の消毒や検疫に要するもの。

ただし常に

(i) 検疫中の抑留期間に必要な経常費用で、貨物の積み込みおよび荷揚げ、船員・船客の食料、さらには燃料油に関する出費は実際に要した費用から差し引かれ、その差額のみ回収できる。

(ii) それまで用船下になかった加入船が、ある港へ向かうよう指示されるか用船され、そのような指示に従えば同船が同地か他所で検疫を受けるであろうことが知られているか予期されて当然な場合、そのような港で発生するか、またはそのような港に入港したことの結果発生する費用は一切回収できない。

19(17)

貨物に関する責任

加入船により運送予定・運送中・運送済みの貨物に関しメンバーが負う債務または回収できぬ費用ならびにそれらの付随費用であって、運送人として貨物を適切に船積みし、取り扱い、積付けし、運送し、保存し、管理し、陸揚げまたは引渡しを行うメンバーの義務または責務に対する、メンバー自身の、またはメンバーが他者の作為・不作為・懈怠に責めを負う場合の当該他者の違反、または加入船の不堪航もしくは不適合から生じるもの。

以下の項目が回収できる。

滅失・不足・損傷

(A) 貨物(通し運送契約により運ばれる貨物を除く)の滅失、不足、損傷、その他に対する責任。

| | | |
|-------------------|-----|--|
| 損傷貨物 | (B) | 損傷貨物の荷揚げ、処分または再積付けのための追加費用。ただし他のいかなる関係者からも回収できないものに限る。 |
| 回収不能の出費 | (C) | 事故の後、航海を安全に遂行するために余儀なく要した荷揚げや貨物の処分または再積付けのための追加費用。ただし他のいかなる関係者からも回収できず、また共同海損費用の一部とされ得ぬものに限る。 |
| 通し運送 | (D) | 加入船への、または加入船からの陸上・水上・空路の運送を含む通し運送契約に基づき運送された貨物の滅失・不足・損傷・その他に対する責任。 ただし常に、そのような契約がマネジャーにより承認されており、メンバーはクラブの求める追加保険料を支払ったか、支払いに同意していること。 |
| 損害補償契約 | (E) | 第19条(15)のもと担保されるもの限り、貨物の取り扱い、または管理に関する損害補償契約条件より生じる債務。ただし常に第20条(4)に抵触せぬ限りにおいて回収できる。 |
| 貨物に対する 衝突責任 | (F) | 加入船上の貨物の滅失または損傷に対する責任で第19条(9)(C)に基づくもの。 |
| 貨物の処分 | (G) | 貨物の売得金より充当することも他の関係者より回収することもできぬ限り、荷受人がその引取りを拒否するか履行しない貨物の保管、処分に要した追加費用。引取りの拒否や不履行が、メンバーまたは他者による運送人としての義務違反より生じたものでなくとも同じ。ただし常に、荷揚げ終了後最初の30日間の保管費用に関しては回収できない。 ただし常に |
| ハーグ・ヴィスビー ・ルール | | (i) マネジャーが文書で特別担保を承認していない限り、メンバーが、ハーグ・ルールまたはハーグ・ヴィスビー・ルールにおけるよりも運送人に不利な条件の海上運送契約を締結すれば、理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))はその裁量によりクレームを一切拒否するか、ハーグ・ルールまたはハーグ・ヴィスビー・ルールに含まれると同様に運送人に有利な条件の運送契約であれば減額できたと考える程度にまでクレームを減額することができる。 |
| 離路 | | (ii) 契約上合意されている航海における離路の結果メンバーが有責となった場合は担保されない。ただし、メンバーが承認した離路の場合、その意図した離路が事前にマネジャーに通知されていたか、またはメンバーの承認していない離路の場合、メンバーが離路の通知を受け取った後できるだけ早くマネジャーにその旨通知し、かついずれの場合も本条のもと担保が損われることなく継続する旨マネジャーがメンバーに確認していた場合はこの限りではない。しかしながら、理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))はその裁量により、メンバーに離路発生の可能性や発生の実事になかったと信じ |

る相当な根拠があったと考えれば、当該クレームの一部または全部を認めることができる。離路の通知を受け取ったマネジャーがメンバーに対し本条における担保が損われる旨の通知をし、メンバーが本条のもとでのメンバーの責任を担保する特別保険の手配をマネジャーに依頼した場合、その保険に要する費用は当該メンバーが負担するものとする。

積込みと荷揚げ

(iii) 理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) がその裁量によって別途決定しない限り下記に関するメンバーの責任は担保されない。

(a) 他の港で加入船から揚げられた貨物を運送契約上の最終目的港へ輸送する費用または保管費用や他の費用、または

(b) 既に発行された船荷証券のもと発生する場合を除き、船積港への加入船の不着・延着または加入船への特定貨物の積込みを怠ったこと、あるいは特定貨物の船積遅延より生じる責任、または

(c) 譲渡可能船荷証券または同様の権原証書 (電子船荷証券を含む) のもと運送された貨物を、その引渡しを受ける者より当該船荷証券や権原証書の提出 (あるいは電子船荷証券においては提出に相当する行為) されぬまま引渡したことから生じる責任。ただし、貨物が非流通船荷証券、貨物運送状または他の非流通性の書類の規定に基づき加入船で運送され (しかもその書類に従い正しく引渡され)、かつメンバー以外の関係者のために発行され、一部分は加入船以外の輸送手段による運送を定めた譲渡可能船荷証券または他の同様の権原証書の規定のもとで責任が生じる場合、または承認された電子商取引制度のもとでしかもその制度に従って権利のある者に正しく引渡された場合、のいずれかの場合は別とする。または

(d) 非流通船荷証券、貨物運送状または同様の書類のもと運送された貨物を、その引渡しを受ける者より当該書類の提出を受けずに引渡したことから生じる責任で、そのような書類の提出が、同書類の明示条件、または同書類あるいはその中に盛り込まれるかそれにより証拠付けられている運送契約が準拠すべき法律に従って求められる場合。ただしメンバーが他の法律によりそのような書類の提出を受けずに貨物を引渡すかその保管・管理を放棄することを求められる場合は除く。または

(e) 運送契約に定める港や場所以外で貨物を揚げることから生じる責任、または

(f) 貨物に対する留置権の行使が誤っていたり、慎重さに欠けていたり、不法であったりしたため発生する責任、または

(g) 船荷証券、貨物運送状その他運送契約を含みその証拠をなす書類を先日付または後日付で発行することに関して生じる責任、または

(h) 貨物の種目、数量、状態またはその船積港や荷揚げ港に関

する記載に誤りがあることをメンバー(またはメンバーが指名した代理人で、メンバーがその者の上に重要な利益を有する者)もしくは加入船の船長が知りながら発行された船荷証券、貨物運送状その他運送契約を含みその証拠をなす書類に関する責任。

従価建て船荷証券

(iv) 貨物または他の財物が従価建て船荷証券または他の権原証券、運送契約あるいは貨物運送状(waybill)に基づいて運送され、その中で2,500米ドル(または現地通貨による等価)を超える価額が1単位、1個または1包に関連して申告か記載のいずれか、またはその双方が為され、そのような申告・記載により、メンバーがそれがないと与えられたはずのあらゆる権利または責任制限の権利を失い、かつそのような申告・記載がない場合以上の責任を負うことになる場合、そのような責任が当該1単位、1個または1包について2,500米ドル(または現地通貨による等価)を超える限りにおいて、メンバーは、メンバーまたはクラブの費用でその超過額の保険をマネジャーが手配できるよう、できるだけ早く価額超過の事実をマネジャーに通知せぬ限り、クラブからの回収はできない。

貴重品

(v) 正貨、金(銀)塊、貴重・稀少な物質や石、貴金属の地金、宝石類その他の貴重・稀少な品、銀行券などの通貨、債券などの流通証券の滅失または損傷に関しては、その運送契約、運送空間、運送装置、運送手段および安全な保管のため与えられた指導・指示がそのような運送に先だってマネジャーに承認され、かつマネジャーによる指示に応じたものでない限り回収できない。

冷凍貨物

(vi) 断熱室、冷凍室、冷凍コンテナに積付けた貨物を運送するのに用いる空間、冷凍設備・装置、運送のために与えられる指導・指示、さらにそのような貨物の運送に用いる運送契約は、何時でもマネジャーを納得せしめ得るものでなければならず、メンバーは要求のあり次第関連する情報をマネジャーに提供しなければならない。マネジャーが納得せず運送の承認を差し控え、その旨メンバーに通知すれば、そのような通知の送達以後開始した運送で貨物に生じる滅失・損傷についてはクラブから回収できない。

メンバー自身の貨物

(vii) メンバーの所有になる貨物に関してクレームが発生した場合、メンバーは、その貨物が第三者の所有であり、かつ当該第三者がメンバーと運送契約を締結していたものとみなしてクラブから回収することができ、クラブもまた同様の場合に行使できる権利を有するものとする。

ペーパーレス取引

(viii) マネジャーが文書で同意した電子システム以外の電子取引システムの利用から生じる責任と費用については、そのような責任と費用が(理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))がその裁量により別途決定せぬ限り)紙の書類による取引システムでは生じない限りにおいて一切クラブより回収できない。

このただし書きにおいて

(a) 電子取引システムとは、物品の販売とその海上運送もしくは一部海上およびその他の運送手段による運送のいずれか、あるい

は双方に使用される次のような紙の書類に代わる、または代わる
予定のシステムをいう。

(i) 権原証書であるか、または

(ii) 所持人に対しそのような書類に記載された物品の引渡しまたは
占有の権利を付与するか、または

(iii) 各契約当事者の権利と義務を第三者に移転しうる運送契約
の証拠をなすもの。

(b)「書類」とは、コンピュータその他の電子的発信情報を含むがそ
れに限定されない、あらゆる種類の情報が記録されているものを
意味する。

スロットの用船

(ix) 加入船のスロットまたはスペースの用船者であるメンバーは、
自らが運送人であるか否かを問わず、同加入船で運送される他の
貨物に利益を有する者に対する債務ならびに付随費用を本条の
もとで回収することができる。

甲板積貨物

(x) 甲板積で貨物を運送したことによりメンバーが負うべき責任
は、同貨物が加入船の甲板積による運送に適しており、かつ次の
いずれかに該当する場合を除き、担保されない。

(a) メンバーからの事前通知、または上記運送についての報告を
受けたメンバーがその後可能な限り速やかになした通知を受けた
マネジャーが特別担保に同意した場合。または

(b) 運送契約上、貨物が甲板積で運送される旨特別定められて
おり、かつ当該貨物の滅失・損傷に対し運送人は一切無責である
か、または運送人の権利・免責・責任制限はハーグ・ルールあるい
はハーグ・ヴィスビー・ルールのもとでのそれらより不利でない旨の
定めがある場合。または

(c) 運送契約上、貨物を甲板積で運送するための適切な任意条項
があり、かつそのような甲板積貨物にハーグ・ルールかハーグ・ヴィ
スビー・ルールが適用される定めがある場合。または

(d) 法の適用上、運送契約にハンブルク・ルールが強制され、メン
バーが同ルール第9条(1)および(2)の定めに従った場合。

上記にかかわらず、理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200
万米ドルを越えないときは委員会(Committee))は、これらただし
書きの条件が満たされたと信じるに足る相当な根拠をメンバーが
持つと考えれば、その裁量により、その全額または一部の回収を
認めることができる。

19(18)

共同海損

船舶の
共同海損分担額

(A) 加入船に割当てられる共同海損費用(海難救助料を含む)と損害
防止費用の分担額で、共同海損または救助に関する分担額決定

のために正体価額に基づき評価される船舶の価額が、船舶保険証券上の協定保険価額を上回っているという理由で船舶保険から回収できない部分。

理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))は加入船の船舶保険が適正な価額で付けられていたか否かにつき決定を下す。もし実際の付保額が適正価額よりも低いと決定された場合には、メンバーはそのような適正価額を超える分についてのみ回収できる。

(注意: 船舶が適正価額で付保されていたか否かを決定するに際しては、上記保険証券が市況に関する適切な助言に照らして定期的に再検討されていたと理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))が納得する必要がある。適正価額とは共同海損行為の時点における船舶の完全自由市場価額に妥当な程度に近い金額をいう。)

回収不能の
共同海損分担額

- (B) 共同海損費用(海難救助料を含む)および特別費用に対する分担額として、荷主その他の海上危険利害関係者から支払われる筈のものでありながら、同者らに対してあらゆる法的手段を尽したにもかかわらず、ただ運送契約違反を唯一の理由に支払われず、メンバーの負担となったもの。ただし常に、第19条(17)のただし書き(i)、(ii)、(iii)および(viii)が適用できる限り、それらに従うべきものとする。

ただし常に

共同海損は1974年、1994年または2016年ヨーク・アントワープ規則に従い精算されるか、マネジャーの承認した他の契約条件で精算されるべきこと。そのように精算されなかった場合、クラブからの回収は、当該航海終了地の法律と慣習に従い共同海損が精算されたならば回収が可能であったであろう金額に制限される。

19(19)

罰金

管轄権のある裁判所、審判所または官庁により、加入船に関しメンバーまたは船員もしくは他の者に課される下記に対する罰金または他の過料および付随費用。船員もしくは他の者に課されるものは、メンバーが法律上弁済する責任を負うか(ただし、マネジャーが既に承認した契約や損害補償条件に基づくものでない限り、契約や損害補償条件に基づく弁済責任を除く)、メンバーがマネジャーの承認を得て正当に弁済するものに限る。

積荷

- (A) 引渡した貨物の過少または過大または貨物の申告や積荷の記録(物品または貨物の密輸、またはその試みから生じる罰金または過料を除く)に関する規則の違反。ただし常に、第19条(17)のもとの積荷に関するメンバーの責任が担保されていることを条件とする。

出入国管理法

- (B) 出入国管理法違反。

汚濁 (C) 油または他の物質の偶発的な流出または排出。ただし常に

(i) メンバーは、第19条(12)のもと、そのような偶発的な流出または排出に関する債務とその付随費用がともに担保されていることを条件とする。さらに

(ii) そのような流出または排出に関しては、加入証明書に記載されている額を総責任限度額とすること。

その他の過失

(D) 加入船に関して任務遂行中の船員またはメンバーの他の使用人や代理人の作為・不作為・懈怠。ただし理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) の裁量によりクラブの担保範囲にあると認められるもの。

ただし常に

下記に対して課された罰金または他の過料(の関連費用を含む)はクラブから回収できない。

(i) 加入船の過積に対するもの。または

(ii) 不法漁労に対するもの(不法漁労の主張に対し防禦するためにかかる費用を含む)。または

(iii) (適切な海図の保持を含む)安全航海に関する規則違反に対するもの。ただしメンバーが罰金や過料の対象となった違反を防ぐために合理的な手段を尽していたと理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) が納得する場合はこの限りではない。または

(iv) メンバーが知っていたか、無謀にも無視したか、その防止のため合理的な手段を講ずることを怠った犯罪行為に対するもの。または

(v) 船舶の油水分離器または同等の油濁防止装置の迂回路を作ったかそれら装置を作動しないようにしたために生じたMARPOL規則違反に対するもの。

(vi) 関税法令違反による加入船の没収に関するもの。ただし、理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) がその裁量によりそのような没収によって生じる損害の全部あるいは一部の回収を認める場合はこの限りではない。

理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) は上記ただし書き(vi)のもとで裁量を働かせる際には次の点を考慮する。

(a) クラブから回収できる金額は没収時の加入船の(負担が付着していない)市場価額をいかなる場合も超えぬこと。

(b) メンバーは、本船没収の原因となった法規違反を防止するため合理的な手段を尽したことを理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) に納得させること。

(c) 理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) は、メンバーが本船に有する利益を剥奪されて後に初めてその回収の承認を考慮すること。

19(20)

法務費用、損害防止費用

法務費用

(A) ルールで担保する責任または費用に関してメンバーが被る法務費用。

損害防止費用

(B) クラブの担保する責任または費用を回避または軽減するため事件発生後メンバーが余儀なく被る損失、費用。他の場合であればルール上除外されるであろうものを含む。メンバーの負担した管理費用は、使用人や第三者の給与または顧問料を含めて除外されたものとする。

特別指示

(C) 指示がクラブの利益に適うと理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) が決定した場合、クラブが与えるその特別の指示によりメンバーが余儀なく被る損失や費用。他の場合であればルール上除外されるであろうものを含む。

ただし常に

(i) それら損失、出費がマネジャーの事前の承認を得たか、合理的損失、費用であることを理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) が認めぬ限りてん補されない。

(ii) 別段の合意のない限り、(A)項下被る費用には控除額の適用がなく、(B)項または(C)項下で被る損失、費用には、回避または軽減された責任、費用に適用されたであろう控除額と同じものが適用される。

(iii) 加入船の事故に関する公式調査費用は理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) の定める範囲に限り回収できる。

(iv) 身代金の要求や強要行為から生じる、またはそれらに関連する損害や費用は理事会が決定する限りにおいてのみ回収できる。

19(21)

船舶の所有に伴う諸危険

船舶の所有、運航、用船または管理事業に伴う責任や費用で、理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) がその裁量によりクラブの担保範囲にあると認めるもの。ただしクラブからの回収は理事会の定める範囲に限ら

れる。

19(22)

特別保険担保

クラブの通常定款に抵触せぬ限り、またルールで担保の禁止を明示せぬ限り、マネジャーはルールに明記されている危険を(第3条(1)の規定にかかわらず)それが加入船に関して発生すると否にかかわらず担保することができる。

ただし常に、危険の種類と範囲および担保条件は、メンバーとマネジャー間で文書により明確に合意されていること。

19(23)

海難救助者に対する特別保険担保

第19条(22)の一般性を損わぬ限り、メンバー、その下請人またはそれぞれの使用人や代理人による船舶の海難救助作業またはその試みに関して発生する債務とその付随費用が担保される。

以下の項目が担保される。

救助船

(A) クラブへの加入期間中、加入船の運航に関して発生する事件より、メンバーが加入船に有する利益に関して生じる債務と付随費用。

油濁

(B) 第19条(12)に従い、前述の海難救助作業中に発生する油の流出または排出に起因する債務と付随費用。(第3条(1)の規定にかかわらず)メンバーが加入船に有する利益に関するものであると否とを問わない。

救助者の責任

(C) 前述の海難救助作業中に発生する事件に起因する債務と付随費用で上記(A)項または(B)項で担保されぬもの。(第3条(1)の規定にかかわらず)メンバーが加入船に有する利益に関するものであると否とを問わない。

ただし常に

特別担保

(i) 担保の拡張がマネジャーによって文書で特別に承認され、クラブの求める追加保険料をメンバーが支払ったか、または支払いに同意していない限り本条のもとで回収はできない。

担保危険

(ii) 船舶の海難救助作業またはその試みに関する第19条(23)下の担保は、加入船の運航に関して第19条(1)から第19条(21)までのルールで与えられるものとあらゆる点で同じである。ただし、(B)項または(C)項下の担保の場合、責任は加入船に関して課せられたか発生したものでなくともよい。

損害補償契約または保証契約

(iii) マネジャーが事前に承認し、メンバーがクラブの請求する追加保険料を支払ったか、または支払いに同意していない限り、メンバー、その下請人またはそれぞれの使用人や代理人による損害補償契約または保証契約がなければ生じなかったであろう責任はいかなる場合も担保されない(第19条(15)参照)。

停止条件

(iv) (B)項および(C)項のもとでの各担保は、メンバーとその関連会社が本条のもとで保険が引受けられる際およびその後各保険年度の開始前30日以内に、海難救助作業に関して使用するか、使用を予定する占有・管理船舶のすべてを付保すべくクラブへ加入申し込みを行うことが停止条件である。ただしそのような申し込みは、マネジャーがその裁量で前述の一隻またはそれ以上の船舶について個別に承諾できるものであることを条件とする。

19(24)

用船者のための特別保険担保

第19条(22)の一般性を損わぬ限り、メンバーは、ルールと加入証明書に従い、船舶またはその一部(船舶賃借人または裸用船者を除く)の用船者や貨物の所有者として有する利益の故に負う債務とその付随費用を付保することができる。

マネジャーが文書で承認する特別条件に従って以下の項目が担保される。

ピー・アンド・アイ

(A) ルール第19条(1)から(23)に従い担保する危険に対するメンバーの責任および付随費用。

船体の損傷

(B) 加入船の損傷または滅失に対するメンバーの責任および付随費用。

燃料

(C) メンバーが所有する燃料または他の財物で、加入船上にあるものの滅失や損傷の結果メンバーが被る損失。

運賃または用船料の損失

(D) 用船契約上支払われる運賃または用船料の損失。

19(25)

貨物運送より発生する責任

第19条(22)の一般性を損わぬ限り、メンバーは自己自身により、または自己のために行われる貨物やコンテナの運送より生じる債務と付随費用に対する担保を受けることができる。

マネジャーが文書により承諾した特別条件のもと、次の危険に対する担保を受けることができる。

疾病・傷害・死亡

(A) メンバーが責任を負うべき補償金および損害賠償金であって、船員、船客、その他加入船に乗船していた者を除くすべての者の疾病、死亡、傷害の故に支払われるべきもの。

財物に与えた損害

(B) 不動産または動産(加入船で運送する貨物その他の財物を除く)の滅失や損傷に対するメンバーの責任。

ただし常に

(i) 貨物やコンテナが加入船上にある間その運送から生じる債務に関しては、本条のもとでは回収できず、さらに

(ii) 貨物また場合によりコンテナは、第19条(24)(用船者のため

の特別保険担保)の適用を受ける船舶を含む加入船で運送されたか運送を予定されたものであり、さらに

(iii) メンバーが第三者と締結した損害補償契約または保証契約(第19条(15)参照)から生じた責任ではなく、さらに

(iv) 第19条(17)(貨物に関する責任)の諸条項のもとで担保される責任ではないものとする。

(v) 貨物またはコンテナが運送される船舶や水上運搬船の損失または損害は本条のもとでは回収できない。

IV

除外、制限と確約的担保

第20条

特別除外危険

本条に別段の規定がない限り、以下の事項に関してはクラブからの回収はない。

- | | | |
|---------|-------|---|
| 加入船の損傷 | 20(1) | 加入船またはその一部の滅失または損傷。ただし第19条(24)(用船者のための特別保険担保)のもとで補し得る滅失または損傷、あるいは第19条(19)(罰金)のただし書き(vi)の理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))の裁量により回収し得るとする加入船没収の結果被るところの損失についてはこの限りではない。 |
| 艀装品 | 20(2) | 加入船上の艀装品やコンテナ、固縛材、備品、予備品、燃料の滅失または損傷。ただしメンバーやその関連会社、またはメンバーと同一経営下にある会社が所有するか賃借しているものに限る。 |
| 加入船の修繕 | 20(3) | 加入船の修繕費用、清掃費用またはそれらに関連するあらゆる費用や経費。ただし第19条(12)(汚濁)または第19条(18)(共同海損)のもとで回収できるもの、および第19条(24)(用船者のための特別保険担保)のもとで文書による合意により特別に担保されるものはこの限りではない。 |
| 貨物および運賃 | 20(4) | 加入船により運送予定・運送中・運送済みの貨物に関し発生する滅失、損傷または債務、あるいは加入船に関する運賃や用船料の全部または一部の損失。ただしそのような滅失、損傷や債務が、メンバーの支払う損害賠償や費用の算定基準をなし、第19条(9)(C)(貨物に対する衝突責任)、第19条(17)(貨物)または第19条(18)(B)(共同海損)のもとで回収できる場合はこの限りではない。 |
| 汚濁 | 20(5) | 油その他の物質の流出または排出、あるいは流排出の恐れから生じる損失または債務。ただし第19条(12)によるものは除く。 |
| 海難救助 | 20(6) | 加入船の海難救助、または加入船に提供される海難救助の性質を帯びる役務およびそれに関連する費用。ただし第19条(8)(人命救助)、第19条(12)(E)(汚濁)または第19条(18)(共同海損)のもとで担保されるものは除く。 |
| 用船契約 | 20(7) | 加入船の用船契約その他の契約の違反やそれらの解約から生じる損失。ただし第19条(17)下の貨物に対する責任、第19条(18)下の共同海損、第19条(10)(G)下の加入船上の用船者の財物の損失、あるいは第19条(24)下の用船者のための特別保険担保、に関する損失はこの限りではない。 |
| 路上走行車 | 20(8) | 路上走行車の所有者または運行者としてメンバーの負う責任。 |

| | | |
|--------------------|--------|--|
| 雇用主責任 | 20 (9) | (船員以外の)使用人に対する義務違反で、雇い主としてのメンバーに帰されるもの。 |
| 貸倒れ | 20(10) | 回収不能の債権または人の倒産から生じる損失。 |
| 詐欺 | 20(11) | メンバーの代理人として行動するその代理人または関連会社または使用人の詐欺的行為から生じる損失。ただし理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))の裁量により別途決定される場合はこの限りではない。 |
| 滞船料と遅延 | 20(12) | 加入船の滞船料や抑留に関するクレーム。 |
| 曳航と海難救助 | 20(13) | 加入船による他船または他物の曳航、海難救助または船骸撤去から生じる債務。その曳航、海難救助または船骸撤去が海上での人命救助あるいはその試みの目的のため必要であった場合を除く。ただしこのような債務が第19条(14)(B)(加入船による曳航)または第19条(23)(海難救助者に対する特別保険担保)で担保される場合はこの限りではない。 |
| 通し運送契約貨物の輸送 | 20(14) | 貨物が通し運送契約に基づき加入船以外の輸送手段により運送されることから生じる損失や債務。ただし第19条(17)(D)または第19条(25)のもとで担保が認められている場合はその限りではなく、また担保が認められている場合もその範囲を限度とする。 |
| 潜水 | 20(15) | <p>専門潜水夫・職業潜水夫の活動から生じる損失または債務で、そのような活動に対しメンバーが責任を負うべき場合。ただし次の場合はこの限りではない。</p> <p>(i) そのような作業に関し第19条(23)(海難救助者に対する特別担保)のもとで担保が拡張されている場合。または</p> <p>(ii) 当該活動が、加入船の検査、修繕あるいは整備、または加入船により引き起こされた損害に付随し、かつそれらに関連して実施される場合。または</p> <p>(iii) 当該活動が娯楽目的である場合。</p> <p>ただし常に</p> <p>責任や費用を回避あるいは軽減するため、またはクラブからの特別な指示によって第19条(20)のもと被る損失や費用に関しては上記の除外規定は適用されない。</p> |
| 制裁措置 | 20(16) | クラブによる保険担保の提供や支払いにより、クラブまたはマネジャーが、国家、国際機関またはその他の主管庁による制裁、科料、禁止またはあらゆる阻止行為の対象となるリスクにさらされ得る場合の損失または債務。 |

下記加入船の諸経費についてのクレームに関連する費用は一切クラブより回収できない。即ち

- | | | |
|---------------------|-------|---|
| 救助タグ | 21(1) | 海難救助に使われたか使われる予定であった海難救助タグまたは他の船舶で、それらを使用して行う海難救助や船骸撤去作業またはそれらの試みの結果クレームが発生する場合。ただし第19条(23)のもと同様の作業のため特別に担保が拡張されている場合はこの限りではない。 |
| 重量物運搬船 | 21(2) | 半潜水式重量物運搬船その他重量貨物の運搬専用設計された船舶で、そのクレームが貨物の損失または損害、あるいは貨物の残骸撤去から発生すること。ただし貨物が「重量貨物に関するボルチック海国際海運同盟標準油送契約書」(Heavycon)またはその他でマネジャーが文書で承認した契約条件のもとで運送される場合はこの限りではない。 |
| 掘削船および プロダクション作業 | 21(3) | 油またはガスの探査・開発や生産に関連して掘削、地層試料採取、生産の諸作業に使用される船舶であり、それらを使用して行う作業から、または作業中にクレームが発生する場合。油またはガスの生産に関連して生産の諸作業を行うために使用される加入船に関し、加入船の使用に関する契約に従って当該加入船と坑井が、直接または間接を問わず、接続が確立された時点から、当該契約に従って当該加入船が坑井から最終的に切り離されるまで、除外規定が適用される。 |
| 備蓄船 | 21(4) | <p>油の備蓄に用いる船舶につき、次の状況でクレームが発生する場合。即ち</p> <p>(i) 原油が油井から直接船舶に移されかつそのような移送により、または移送中にそのクレームが発生するか、</p> <p>(ii) 同船舶には油・ガス分離装置が備わり、船上でガスが油から（自然発散によらず）分離されつつあり、そのような分離作業より、または分離作業中にクレームが発生する場合。</p> |
| 廃棄物運搬船 | 21(5) | 廃棄物の焼却や処理作業に使用される船舶で、これら作業に起因してクレームが発生する場合。 |
| 娯楽船 | 21(6) | 恒久的に係留され、ホテル、レストラン、バーその他の娯楽施設として公開される船舶で、ホテルやレストランへの来客、他の訪問者または当該船舶の接客・配膳係に関してクレームが発生する場合。 |
| 水中作業 | 21(7) | 潜水艦や小型潜水艦あるいは鐘型潜水装置として、またはそれらに関連して使用される船舶。 |
| 特殊作業 | 21(8) | 浚渫、爆破、杭打ち、坑井介入作業、ケーブルやパイプの敷設、建設、架設や保全作業、地層の試料採取、浚渫泥の沈積、ならびに発電および廃船その他マネジャーにより随時決 |

定されうる作業に使用される船舶で、以下の結果として発生する債務と費用の範囲を限度とする。

(i) 実施された作業の利益を受ける当事者あるいは第三者(実施された作業の利益を受ける当事者と関連するか否かを問わない)によるクレーム。または、

(ii) メンバーによる当該特殊作業の不履行またはメンバーの作業、製品もしくは役務の目的もしくは品質への適合。または、

(iii) 請負作業の滅失または損傷。

ただし常に

(i) メンバーとマネジャーの間で第7条に従い特別保険担保を合意することができる。

(ii) ルールに従ってメンバーが保険担保を有する限りにおいて、次の事項に関してメンバーが被る債務や費用に対しては第21条(8)中の除外規定は適用されない。

(a) 加入船上の乗組員およびその他の人員の死亡や傷病、

(b) 加入船の残骸撤去、

(c) 加入船から流出した油による汚染またはそのおそれ。

第22条

無謀な運航

加入船が禁制品を運搬し、封鎖破りをし、不法貿易へ使用され、あるいは理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))があらゆる状況を考慮してその性質が無謀であり、安全ではなく、甚だしく危険で、不穏当なものと判断する運送、貿易、航海に携わったことより、またはその結果生じることになるメンバーの債務や費用は、クラブは一切これを担保しない。

第23条

原子力危険の除外

一般的除外 23(1)

文書による別段の合意がない限り、以下の事由により直接または間接に滅失、損傷、負傷、疾病、死亡その他の事故が発生し、それに関して債務や費用が生じた場合、それら債務や費用に関しては(その原因の一端がメンバーやその使用人あるいは代理人の過失にあったか否かを問わず)クラブから回収できない。

(A) 核燃料、核廃棄物、核燃料の燃焼から生じる放射能による電離放射線あるいは放射能汚染。

(B) 原子力施設、原子炉、その他核作用を利用する組立品やその構成部品にある放射性・毒性・爆発性・その他の危険や

汚染を生ぜしめる特性。

(C) 原子または核の分裂、融合、その他同様な反応、または放射性の力や物質を利用したすべての兵器あるいは装置。

(D) 放射性物質にある放射性・毒性・爆発性あるいはその他の危険や汚染を生ぜしめる特性。

ただし常に、加入船で運送されることにマネジャーが文書で同意した貨物であって(1965年英国核設備法またはその施行規則で定める)「除外品目」に当たるものの運送から生じる債務や費用に関しては、上記の除外規定は適用されない。

証明書 23(2)

第23条(1)および第25条(1)のもとでの除外規定にかかわらず、クラブは、自らがメンバーのために発行した次の証書に従って要求される債務と費用の弁済をメンバーのために履行するものとする。

(a) 米国一般法律89-777号第2条に基づき、クラブが連邦海事委員会に与えた保証その他の約束、または

(b) 「1969年または1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」第7条またはその修正条項に従いクラブが発行した証明、または

(c) クラブが「2006年小型タンカー油濁補償協定」(STOPIA 2006)に関連して「1992年国際油濁補償基金」に与えた約束、または

(d) 「2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」第7条に従ってクラブが発行した証明、または

(e) 「2002年の旅客およびその手荷物の海上運送に関するアテネ条約」第IV条付則およびその実施「ガイドライン」、あるいは同条約を実施するための「欧州議会および同理事会の規則(EC)392/2009号」のいずれかに従ってクラブが発行した非戦争危険に対する証明、または

(f) 「2007年の海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約」第12条に従ってクラブが発行した証明

(g) 改正2006年海事労働条約(MLC 2006)、またはMLC 2006を実施する条約国の国内法の第2.5.2規則第2.5.2基準(規範A)、第4.2規則第4.2.1(b)基準(規範A)に従って発行される証明。

ただし常に

(i) メンバーは、そのような債務や費用の弁済に対する保証、約束または証明のもとでの支払いが、自らが標準的なP&I戦争

保険証券上の諸条件を満たした場合にすべてまたは一部を回収できる、あるいはできたであろう範囲において、クラブに対して補償し、さらに

(ii) メンバーは以下に同意するものとする。

(a) そのような債務と費用の弁済に対する保証、約束、証明のもとでのクラブによるいかなる支払いも、それがあらゆる保険証券、あるいはクラブによる保険担保に対する拡張担保のもとで回収できる範囲の金額については貸付であるものとし、かつ

(b) 他の保険のもとでの、および第三者に対する自己の権利を、クラブがその裁量で実行可能と決定する範囲および条件に基づいてすべてクラブに譲渡すること。

第24条

船舶保険で担保される危険の除外

文書による別段の合意がない限り、第19条(9)(A)(B)(衝突)、第19条(10)(C)(財物の損害)、第19条(18)(A)(共同海損)および第19条(24)(用船者のための特別保険担保)に定める場合を除き、その担保の範囲が協会期間約款・船舶1/10/83付きのロイズ海上保険証券MARフォーム1/1/82のそれよりも狭くなく、かつ控除額や免責額の適用されぬ船舶保険を、加入船に関してメンバーが十分な保険価額で付保していたならば回収できたであろう危険、債務、費用は、クラブはこれらを一切担保しない。

第25条

戦争危険の除外

一般的除外 25(1)

文書による別段の合意がない限り、下記の結果として生じるメンバーの債務や費用は、クラブから回収できない。

(A) 戦争、内乱、革命、謀反、暴動もしくはこれらより生じる国内騒乱または交戦国によるか交戦国に対する敵対行為、またはテロ行為から生じる事件。

ただし常に、ある行為がテロ行為であるか否かにつき論争があれば、理事会の決定をもって最終的なものとする。

(B) 捕獲、拿捕、拘留、拘束または抑留(悪行および海賊行為を除く)およびこれらの結果または企て。

(C) 機雷、水雷、爆弾、ロケット、砲弾、爆発物またはその他同様な兵器類を原因とする事件(加入船上であると否とを問わず、このような兵器の輸送のみを原因として生じる債務や費用はこれを除く)。

ただし常に、これら兵器の使用が、政府の命令の結果であるか、マネジャーもしくは理事会の同意があり、クラブの担保範囲にある債務や費用を回避または軽減するためのものである場合、この除外規定は適用されない。

ただし常に

(i) 第25条(1)に定める除外規定は、債務や費用の生じた原因にメンバーまたはその使用人や代理人の過失が寄与していたか否かを問わず適用される。また

(ii) 第25条(1)の除外規定は第23条(2)に従うものとする。

P&I戦争危険 25(2)

上記ルール第25条(1)に定める除外危険の一部またはすべてを担保することにクラブが文書で合意している場合、同担保は、加入証明書に適用されるすべての戦争危険約款追認状を含み、メンバーとマネジャーの間で合意されたであろう諸条件に従うものとする。クラブは次のとおり禁止区域を宣言する権利を持つ。

(i) クラブは何時でも、または随時に、7日前の通告をもって禁止区域の変更を行うことができる。

(ii) 禁止区域は、核装置の敵意ある起爆、英国、米国、フランス、ロシア、中国の諸国家間における戦争の勃発、または加入船の所有権もしくは使用権の徴用があれば、即時かつ自動的にすべての国、地域、区域、港および場所に拡大され、前述の自動的禁止区域拡大の原因となった事件に関しては担保は一切提供されない。

第26条

他保険

重複保険 26(1)

クラブは、理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))がその裁量によって別途決定せぬ限り、他の保険のもとで回収できる、あるいは以下の状況であれば同様に回収できたであろう債務や費用の分担には一切応じない。

(i) 重複保険を理由に担保責任を除外または制限するそのような他の保険の条件を考慮しない。および

(ii) 船舶がルールに定められた危険の担保につきクラブに加入していない。

証明 26(2)

メンバーが、責任、費用、潜在責任や潜在費用について賠償資力証明を当局へ提出し、それがルールが適用される保険の証明以外の保険の証明であった場合、クラブはそのようにして負う債務や費用に関しメンバーおよび他の者への分担には一切応じない。

ただし常に、下記のいずれかの場合本条は適用されない。

(i) クラブが文書で事前に承認している場合。または

(ii) 理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを

越えないときは委員会 (Committee) が裁量でその旨決定した場合。

第27条

責任の制限

一般的制限 27(1)

クラブはルールおよび船舶が加入する特別条件に抵触せぬ限り加入船に関する賠償責任を担保するが、そのような賠償責任は、賠償責任を制限する法律を含む法律により最終的に決定することのできるものである。クラブはいかなる場合もこの法律上の責任を超える金額についてはその支払いの責に任じない。船舶の加入がその全屯数によらぬ場合、クラブの責任は全屯数に対する加入屯数の割合に制限される。

船客と船員 27(2)

(A) 本第27条(2)とそのただし書きにおいて、またルールの他の条項の効力を損わぬ限り、「船客」とは、運送契約のもとで加入船で運ばれる人、あるいは運送人の同意により、物品運送契約に基づいて車両や生きた動物を伴う人を言い、さらに「船員」とは船客以外で船上にいる人を言う。

(B) 別途低い金額に制限されぬ限り、加入船一隻あたりの損失、債務および付随費用に関するクラブの責任総額は次の金額を超えぬものとする。

(i) 船客につき一事故あたり20億米ドル、および

(ii) 船客および船員につき一事故あたり30億米ドル。

ただし常に

加入船がさらに(裸用船者以外の用船者を除く)他者のためにクラブにより、またはプール協定に参加する他クラブにより別個に担保されている場合、

(a) クラブ、またはそのような他クラブのいずれか、あるいは双方から船客に関して回収できる総額は一事故あたり20億米ドルを超えず、さらにクラブの責任は、さもなければクラブおよびそのような他クラブから船客に関して回収できる当該全クレームの総額に対する、クラブから船客に関して回収できる金額の割合に当該金額を乗じた額に制限されるものとする。

(b) クラブ、またはそのような他クラブのいずれか、あるいは双方から船客および船員に関して回収できる総額は一事故あたり30億米ドルを超えず、さらにクラブの責任は次のように制限されるものとする。

(i) ただし書き(a)に従い船客に関する責任が20億米ドルに制限される場合、船員に関して回収可能な金額は、さもなければクラブおよびそのような他クラブから船員に関して回収できる当該全クレームの総額に対する、クラブから船員に関して回収できる金額の割合に差額の10億米ドルを乗じた金額に制限されるものとし、さらに

(ii) その他すべての場合において、船客および船員に関する責任は、さもなければクラブおよびそのような他クラブのすべてから回収できる当該全クレームの総額に対する、クラブから回収できる金額の割合に30億米ドルを乗じた金額に制限されるものとする。

(C) 船客に対する債務が、「1974年の旅客およびその手荷物の海上輸送に関するアテネ条約と2002年改正議定書の第4条の2」、または「事故に際しての船客運送人の責任に関する2009年4月23日付けの欧州議会・欧州理事会規則(EC)392/2009号」のいずれかに従ってクラブにより発行された非戦争危険証明書のもとで生じる債務(「証明債務」)を含み、船客に対する全債務が、第27条(2)に明記される保険限度額を超えるか、それをを超える可能性があれば、

(i) マネジャーは、「証明債務」またはマネジャーが決定する「証明債務」の一部が履行されるまで、船客に対する他の債務またはその一部に関するクレームの支払いを、その絶対的裁量により延期することができる。および

(ii) クラブが履行した「証明債務」が上述の限度額を超える場合は、クラブの支払いはその範囲において貸付金となり、そのような支払いについては、メンバーはそれをクラブに補償するものとする。

第28条

船級と船舶の状態

船級 28(1)

すべてのメンバーは、本クラスの保険への全加入船が、その加入時および加入期間中マネジャーによって承認された船級協会による船級を全面的に保持し、さらに同期間中加入船に関する船級協会の規則、勧告および要求に十分かつ適時に応ずることを確約するものとする。

ただし常に、理事会(Board)はその裁量により、それが適当と考える期間および条件のもと、このような確約の要求を差し控えることができる。

船級の変更 28(2)

船級あるいは船級協会の変更の場合はすべて、そのような変更時に船級協会から出されていたあらゆる未履行の勧告、要求あるいは制限とともに、直ちにそれは文書でマネジャーに通知されるものとする。

メンバーからの情報 28(3)

マネジャーの要求があれば、加入船の船級が維持されていることの保証とともに、船級協会による勧告、要求および制限のリスト、さらに船体、機関あるいは属具の定期検査や特別検査の期日が過ぎている場合には、船級協会の期日延長の承認の有無を示す報告書を提出することが、クラブからの回収の停止条件となる。マネジャーが求めれば上記情報には船級協会の証明を要する。

| | | |
|-----------------|-------|---|
| 制定法上の要求 | 28(4) | <p>メンバーはすべて</p> <p>(i) 加入船の建造、改造、状態、装備、属具、船員の配乗および積込みに関する本船旗国の制定法上の要求をすべて満たし、さらに</p> <p>(ii) その旗国政府自らにより、あるいはそれ自らのために必要とされ、かつ発行される制定法上の証明書をすべて常に有効に保たねばならない。</p> <p>ただし常に、理事会 (Board) はその裁量により、適当と考える期間および条件のもと本条の適用を差し控えることができる。</p> |
| 船級協会からの情報 | 28(5) | <p>情報を得るためクラブが船級協会に直接連絡を取ることを望めば、メンバーはそのために必要な権限をクラブに与えることとする。</p> |
| 加入前および再加入前のサーベイ | 28(6) | <p>マネジャーは船舶のクラブ加入または再加入の条件として、メンバーまたは将来のメンバーに対し、マネジャーの選任するサーベヤーによる本船サーベイを求めることができる。マネジャーはその裁量により、メンバーまたは将来のメンバーに、そのようなサーベイのための費用の支払いを求めることができる。</p> <p>そのようなサーベイに照らしてマネジャーは、</p> <p>(i) 船舶の加入または再加入を拒否することができる。または</p> <p>(ii) サーベヤーの勧告する修理その他の処置がマネジャーの定める期間内にマネジャーの満足するように実施されるまで、加入または再加入を拒否することができる。または</p> <p>(iii) マネジャーの裁量により決定される特別条件で加入または再加入を認めることができる。</p> |
| 船舶管理の評価 | 28(7) | <p>ルールや一般法のもとメンバーに課されるすべての確約的担保、義務、責任に影響を及ぼすことなく、マネジャーは何時でも、または随時に、メンバーの管理・運航する船舶に関する陸上あるいは船上の管理体制につき、その評価を受けるようメンバーに求めることができるが、その評価はマネジャーが任命するサーベヤーにより、マネジャーが指定する期限内に、メンバーとマネジャーで合意する日と場所で行われるものとする。マネジャーはその裁量で、評価に要した費用の負担をメンバーに求めるか、第19条(20)(法務費用、損害防止費用)のもと、メンバーに償還すべき費用として処理するかを決めることができる。この評価の結果に鑑み、またはメンバーがマネジャーの指定する期限内に評価を受けることを怠った場合、マネジャーはその裁量により次のいずれかの措置を取る権限を有する。</p> <p>(i) 当該メンバーからの加入を全船舶につき直ちに終了させること。または</p> |

(ii) マネジャーが適当と考える方法で、当該メンバーの加入船の加入条件を訂正または変更するか特別条件を課し、即時に発効せしめること。この措置には、第19条(担保危険)に定める危険のすべてか一部を、マネジャーが指定する期間除外することを含む。ただし常に、メンバーがそのような加入条件の訂正、変更、特別条件を受け入れない場合、メンバーには直ちにその船舶をクラブより脱退させる選択権が付与されるものとする。

本船のコンディション・サーベイ 28(8)

ルールや一般法のもとメンバーに課されるすべての確約的担保、義務、責任に影響を及ぼすことなく、マネジャーは何時でも、または随時に本船のサーベイを行わしめるようにメンバーに求めることができるが、そのサーベイはマネジャーの選任するサーベヤーにより、マネジャーの定める期限内に、メンバーとマネジャーで合意する日と場所で行われるものとする。マネジャーはその裁量で、そのようなサーベイ費用の負担をメンバーに求めるか、第19条(20)(法務費用、損害防止費用)のもと、メンバーに償還すべき費用として処理するかを決めることができる。

サーベイの結果に鑑み、またはメンバーがマネジャーの定める期限内に本船にサーベイを行わしめなかった場合、マネジャーはその裁量により下記の措置を取る権限を有する。

(i) 本船の加入を直ちに終了させること。または

(ii) マネジャーが適当と考える方法で、加入船の加入条件を訂正または変更するか特別条件を課し、即時に発効せしめること。この措置には、第19条(担保危険)に定める危険のすべてか一部を、マネジャーが指定する期間除外することを含む。ただし常に、メンバーがそのような加入条件の訂正、変更、特別条件を受け入れない場合、メンバーには直ちにその船舶をクラブより脱退させる選択権が付与されるものとする。

サーベイの開示 28(9)

メンバー、あるいは将来のメンバーはすべて

(i) 第28条(6)または第28条(8)に従って行われたサーベイの報告書を、プール協定に参加する他クラブにすべてマネジャーが開示することに同意し、これを認める。さらに

(ii) そのようにして開示されたサーベイ報告書の内容あるいは見解に関連して生じる、クラブやマネジャーに対する権利やクレームについては、それがいかなるものであっても、すべてこれを放棄する。

ただし常に

(a) そのようなサーベイ報告書の他クラブへの開示が認められるのは、船舶の加入申請が同他クラブに行われた場合のみとする。さらに

(b) サーベイ報告書の開示は、同他クラブがその船舶の保険加入申請を検討するためにのみ行われるべく制限されること。

裁決権 28(10)

第28条のもとマネジャーの取った措置につきメンバーとマネジャーの間に紛議または論争が生じれば、メンバーは第44条(論争と紛議)のもと問題を理事会に付託し、その裁決を求める権利を有する。裁決が下るまでの間、マネジャーの取った措置がメンバーを拘束する。

メンバーの義務 28(11)

第28条の諸規定にもかかわらず、何ものも加入船を常に適切な状態に維持するメンバーの義務を免除することはできない。本条のいずれの項であれ、そのもとで行動するサーベヤーのあらゆる勧告や意見はメンバーもこれを現実に認識しているものとして取り扱われる。そのような勧告にメンバーが従わなければ、理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))はそのような勧告が為された時以降に発生するすべての事故に関するクラブに対する回収請求のすべて、もしくは一部をその裁量により拒否する権利を得る。

第29条

付則

29(1)

理事会は、運送契約全般、あるいは特定の運航、あるいは特定の港や場所につき使用されるべき運送契約の条件や書式を命じたり定めたりする付則を採択する権限を有する。

勧告 29(2)

理事会はまた、特定の運航に関し、特定の運送契約書式の使用を勧告することができる。自社船をそのような運航に従わせるメンバーは、その船舶の契約事情が許す限り、適当な運送契約書を使うべく努力するものとする。

通知 29(3)

そのような付則が採択されたり勧告が出されると、ただちにマネジャーから全メンバーに通知される。付則または勧告は、その通知に定める期日に発効し、同時にルールに摂取されたものとみなされ、クラブが発行するルールを記載した規定集中にできる限り早い機会に採り入れられる。もしメンバーがそれら付則に違反した場合、理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))はメンバーのクレームを拒否するか付則が守られていたならば防止・軽減できたであろう範囲まで減額することができる。各事例において、付則を順守していたとしてもクレーム(またはその一部)を避けることができなかつたことの立証責任はメンバーにある。理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))はさらに、メンバーの船舶が本クラスへの加入を継続する上で適当と考える条件を課することができる。

V クレーム

第30条

クレームに関するメンバーの義務

- 通知 30(1)** すべてのメンバーは、ルール上のクレームをもたらすであろう事件や、メンバーに対して提起された訴訟あるいは仲裁の手続きにつき文書で速やかにマネジャーに通知する義務を負う。メンバーは通知後できるだけ早く関係書類と情報をすべてマネジャーに提出しなければならない。
- 損害の軽減 30(2)** ルール上のクレームをもたらすであろう事件が起これば、メンバーがルールに基づき担保され得る滅失、損傷、費用ならびに責任に関し、それらを避けまたは最小限に止めるため、メンバーはその時点で適当と思われる処置を取らなければならない。
- 情報 30(3)** メンバーはいつでも、上記第30条(1)に定める事件につき自己または自己の代理人が有する関連情報、書類もしくは報告書または知識をすべて、速やかにマネジャーに通知しなければならない。さらに、マネジャーの要求があればいつでも、クラブまたはその代理人が上記の情報、書類または報告書を、調査し複写することをも含め、自由に入手することをメンバーは認めることとする。このような自由な入手の権利は、サーベイを実施し、またはそのような事件に関する情報を有するとクラブが判断するメンバーの職員、従業員もしくは代理人に面接する権利をも含む。
- 通知のための期限 30(4)** 上記第30条(1)に定める事件に関しメンバーへ提出されるクレームはすべて、できるだけ速やかにクラブへ通知されなければならない。いかなる場合もその事件についてクレームが提出されつつあるか提出されるであろう旨の通知をメンバーが受けてから12ヵ月以内に行われなければならない。メンバーは自己に対する訴訟や仲裁手続きの開始をクラブへできるだけ速やかに文書で通知しなければならない。通知はそのような手続きに関する書類の送達を受けてから30日以内に行われなければならない。
- 償還期限 30(5)** ルールと加入証明書に基づいてクラブから回収できる損害または費用のメンバーによる償還請求はすべて、メンバーがそれら損害を被るか費用を支払ってから12ヵ月以内にクラブに対して為されなければならない。

第31条

クレームの処理と解決に関するマネジャーの権限

- 監督 31(1)** マネジャーは、自らがそのように決定すれば、メンバーがルールと加入証明書のもと担保されているか、あるいは担保され得る滅失、損傷、費用または責任が生じ得る事柄に関し、クレームや訴訟その他の法的手続きの監督や指揮をし、またマネジャーが適当と考える方法と条件で、そのようなクレームや訴訟

の解決、和解またはその他の処理をメンバーに求める権限を有する。

拒否 31(2) クレームや訴訟の解決、和解または処理にあたり、メンバーが第31条(1)(監督)に定めるマネジャーの求めに従わぬ場合、そのクレームや訴訟に関しメンバーがクラブより回収できる金額は、マネジャーの求めに従っていれば回収できたであろう金額に制限される。

委付 31(3) 加入船が現実全損または推定全損となった場合、クラブは、船舶保険者の権利を損わぬ限り、クラブまたはクラブが指定する他者(世間一般を含む)に本船を委付するようメンバーに求めることができる。クラブの求めにもかかわらずメンバーが本船を委付しなかった場合は、委付していれば避け得たであろうクレームに対しクラブは責任を負わず、そのクレームが委付によっても避け得なかったであろうことの立証責任はメンバーにあることとする。

専門家の任命 31(4) (A) ルールの他の条項に影響を及ぼすことなく、また、そのもとでのクラブのいかなる権利をも放棄することなく、マネジャーは、ルールのもとで担保されているか担保され得る滅失、損傷、費用または責任を生ぜしめ得る事柄を、それに関する訴訟または他の手続きの提起またはこれに対する防禦についての事柄を含め、調査するか取り扱ったうえでマネジャーに助言させるために弁護士、サーベヤーその他の者を、いつでも自ら妥当と考える条件でメンバーのために任命することができる。またマネジャーは、それが適当と考えれば、いつでもそのような雇用を中止できる。

(B) メンバーのためにマネジャーの任命する、またはマネジャーの事前の同意を得てメンバーの任命するすべての弁護士、サーベヤーその他の者は常に下記の条件で任命し雇用するものとする。

(i) 彼らは常に、自らがあたかもクラブのために任命され、かつそのために行動してきたかのように、(活動中も退任後も)メンバーへ事前に照会することなく、その事柄に関しクラブへ助言・報告し、またメンバーに事前照会することなく、上記の事柄に関し彼らが保有しまたは権限を有するあらゆる書類・情報をクラブへ提出することをメンバーによって指示されたものとする。

(ii) 彼らがメンバーへ与えるいかなる助言も、メンバーが雇用する独立の契約者からのものであり、決してクラブを拘束しない。

保釈保証 31(5) (A) クラブにはメンバーのため保釈保証その他の保証を提供する義務はない。しかしそれが提供される場合にはマネジャーが適当と考える条件によることとし、保証の提供をして当該クレームに対する責任のクラブによる容認とみなすことはできない。いかなる場合もクラブは現金の供託は行わない。

- (B) メンバーのために行うクラブの保釈保証その他の保証の提供は、メンバーがクラブに対し、保釈保証その他の保証の提供に関してクラブの支出する費用を償還し、保釈保証その他の保証を提供したことによりクラブが第三者に対し負うことのあり得る債務を償還することを条件とする。ただし常に、この償還は、メンバーが直接支払えば後にクラブより回収できるはずの金額には適用されない。

費用の回収 31(6)

費用がルールのもとで担保される限りにおいて、クラブは、あらゆる裁定、判決、和解協定に従ってメンバーが回収するそのような費用に対する権利を有する。あらゆるクレーム、紛争、訴訟が一括払いで解決するか妥協に至り、それが他者から回収できる費用を含むか、またはそのような費用の支払いに関する規定がまったくないか、あるいは適切な規定がなければ、そのいずれにおいても、クラブは、マネジャーがその単独の裁量により費用とし得ると決める妥当な金額をメンバーから回収する権利を有する。

第32条

クラブに対するクレームの決裁に関する理事会 (Board) および委員会 (Committee) の権限

理事会 32(1)

理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) は、ルールに従いそれが決定すればクラブが支払うことになるクレームの決裁のため、必要な都度会合を持つが、理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) への事前照会なしにマネジャーが随時クレームの支払いを行うことを認める権限を有する。理事および代表委員 (Representative) は、自分が利益を有するクレームが決済される会合には加わらない。

クレーム 32(2)

ルールの他の規定に影響を及ぼすことなく、理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) はその裁量により、次のような場合、クレームを拒否したり、クラブにより支払われる金額を減額する権限を有する。

(i) クレームを提出するメンバーが、クレームをもたらすべき事件の発生前・発生時・発生後に、自己の利益を守るために取るべきであった手段、または本クラスで保険されていなかったならば取ったであろう手段、を取らなかったと理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) が考えた場合。

(ii) クレームが提出されたところの船舶が、クレームをもたらした事故が起きる前に、マネジャーの承認する船級協会よりその船級の全面的な登録を取り消されていたか、そのような船級協会の規則を順守し勧告や要求に従うことに十分でなく時宜をも得なかった場合で、メンバーが(船級)登録の取り消しや規則の順守などを怠ったことをマネジャーに通知しなかった場合。

(iii) 第28条(船級と船舶の状態のもと、マネジャーが任命したサ
ーベヤーの勧告にメンバーが十分に従わなかった場合。

(iv) 文書によるマネジャーの事前了解なしに、メンバーにより、
またはメンバーのため、クレームを決裁せねばならなくなるか、
責任を認めざるを得なくなる場合。

(v) クレームまたは将来予想されるクレームの取り扱い、あるい
は決裁に関する理事会(Board)、委員会(Committee)または
マネジャーの勧告や指示にメンバーが従わなかった場合。

(vi) 第30条に規定するメンバーの義務をメンバーが果さなか
った場合。

利息 32(3)

第3条(5)の規定のみを除いてクラブへのクレームに対する利
息は支払われない。

VI 保険の終了

第33条

すべての保険の終了

下記のいずれかの場合には、メンバーに対するクラブの保険は、そのメンバーの全加入船について終了する。

不払い 33(1) クラブに支払うべき金員がマネジャーの要求にもかかわらず期日に支払われず、マネジャーまたはクラブにより、またはそれらのためにその支払いを促す通知が送達され、なおその通知で指定する期日までに全額が支払われぬ場合。

個人の機能停止 33(2) 個人メンバーが死亡、精神異常、その他精神障害、破産に至った場合、または総債権者との間で協定または和議が成立した場合。

法人の機能停止 33(3) 法人メンバーにつき、その任意清算が有効に決議された場合、または同メンバーが裁判所にその清算を申請した場合、またはそれが裁判所により清算を命じられた場合、または解散する場合、またはその法人活動の全部あるいは一部に対し財産保全管理人や管財人が任命された場合、または法人の財産に設定された担保権に係る設定契約の規定によりその財産の占有が移転された場合、または債権者との間で債務免除協定か和議が成立するか法人メンバーがそれに服することになる場合、または法人メンバーが債権者からの保護を求めるか会社更生のため、破産法や支払不能者法のもと、適切な管轄権を有する裁判所、仲裁廷、紛争解決団体あるいはそれに相当する組織において法的手続きを開始するかそれに服することになる訴訟を提起した場合。

制裁措置 33(4) 国家、国際機関またはその他の主管庁によるいかなる制裁、禁止またはあらゆる阻止行為により、クラブがメンバーへの保険提供を禁止される場合。

第34条

加入船の保険の終了

加入船に関し、下記のいずれかの場合には、クラブの保険は当該船舶について終了する。

利益の移転 34(1) 当該船舶に有するメンバーの法律上の、または受益者としての、あるいはその他の利益を失うか、裸用船契約その他により船舶の支配と占有の全権原が移転した場合。

マネジメントの変更 34(2) 当該船舶の管理者または運航者が変更された場合。

全損 34(3) 船舶が全損となった場合、または船舶保険者が推定全損か、協定全損を認めた場合。ただしそのような全損を発生させた事故から生じる債務を除く。

| | | |
|------|-------|--|
| 行方不明 | 34(4) | 最後の連絡があったか、ロイズに行方不明船として掲示されたか、そのいずれか早い時から10日を過ぎても行方不明の場合。 |
| 抵当 | 34(5) | 船舶に抵当権または他の担保権が設定された場合。ただしその船舶に関する分担金全額の支払いを約束する、マネジャーの承認を得た保証が提出されている場合は除く。 ただし常に、マネジャーはこの規定の適用を差し控えることができる。 |
| 船級 | 34(6) | 第28条(船級と船舶の状態)のもとでの要件を満たさなかった場合。 |
| 終了 | 34(7) | 第9条(3)(理事会またはマネジャーによる保険の終了)あるいは第28条(7)(船舶管理の評価)または第28条(8)(本船のコンディション・サーベイ)に従い当該船舶の加入が終了した場合。 |
| 制裁措置 | 34(8) | 国家、国際機関またはその他の主管庁によるいかなる制裁、禁止またはあらゆる阻止行為により、クラブがメンバーへの保険提供を禁止される場合。 |

第35条

保険終了の効果

| | | |
|---------|-------|--|
| 不払い | 35(1) | 第33条(1)(不払い)により保険が終了した場合は、クレームをもたらす事件が保険終了時の前後いずれで起きたかを問わず、そのメンバーの加入にかかるすべての船舶に関しルールのもと提出されるクレームに対しクラブは補償の責に任じない。ただしクレームをもたらす事件が保険終了時精算済保険年度中に起きていたものについてはこの限りではない。 |
| その他の理由 | 35(2) | その他の理由によって保険あるいは船舶の加入が終了した場合、終了以前に起きた事件のもたらすルール上のクレームのすべてにクラブは有責であるが、終了以後のものに関しては一切補償の責に任じない。 ただし常に (i) 第33条(1)(不払い)に明記する通知が出されるか発効するであろう以前に第33条(2)(個人の機能停止)、第33条(3)(法人の機能停止)、または第34条(加入船の保険の終了)の規定に従い船舶の加入が終了していた場合にも、保険契約には第35条(1)の規定が適用される。 (ii) クレームをもたらす事件が保険終了時の前後いずれで起きたかを問わず、本条のもとクラブが補償する責任のないクレームであっても、理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))はその裁量によりクレームの全部または一部を認めることができる。 |
| 権利は放棄せず | 35(3) | 第41条(差し控え)の一般性を損わぬ限り、クラブによるかクラブのために為されるあらゆる作為、不作為、処理方法、権利行使の差し控え、遅滞または支払いの猶予、またはクラブによる期限の延長、ま |

たはクラブがクレームに対するてん補責任を(明示・黙示の別を問わず)承認するかクレームを承認することは、クレームの発生が保険終了時の前後いずれであるかを問わず、すべて第33条および第34条(加入船の保険の終了)の効果を減殺せず、それら条項に定めるクラブのいかなる権利の放棄ともみなされない。

第36条

保険終了による分担金

36(1)

第14条(保険料分担義務の免除)の規定によりメンバーの責任が別途同意されるか評価される場合を除き、理由の如何を問わず加入船の保険が終了した場合でも、メンバーは第10条(保険料による分担金)の規定により、当該船舶の保険が終了していなかったとしたら支払い義務があったはずの当該船舶についての全分担金で、当該保険終了時において、その日の属する保険年度を含み、第37条(1)(特別保険料)および第37条(2)(オーバースピル保険料)の規定により未だ精算済保険年度とされないすべての保険年度に対する全分担金を支払う義務を負う。

ただし常に、以下の場合メンバーは、保険が終了する保険年度につき、加入日から保険の終了をもたらした事由の発生日までの期間の日割計算により分担金支払いの義務を負う。

(i) 第9条(3)(理事会またはマネジャーによる保険の終了)によって終了する場合。または

(ii) ルール第34条(1)から(6)(利益やマネジメントの移転、全損、行方不明と船級の欠如)に明記する事件が発生して保険が終了し、メンバーがその事件を一ヵ月以内に文書でマネジャーに通告した場合。または

(iii) 第33条(1)(不払いによる保険の終了)によって保険が終了した場合。この場合のメンバーの分担金支払いの義務は、第33条(1)のもと出される通知に明記する金額に対するものを含む。

相殺 36(2)

第36条(1)またはルール上の他の規定のもと支払い期日が到来した金額があるか否か(あるならばその金額)を決定するにあたっては、クラブよりメンバーへ支払われるべき金額は、それが支払い期日の到来した金額または到来したと申し立てられた金額であっても、理由の如何を問わず考慮されない。またどのような相殺も、(メンバーの破産や解散の場合であればあり得たであろう相殺をも含め)当該金額に対してそれを為すことは(以前に分担金への相殺が認められたことがあると否とを問わず)許されない。ただし、マネジャーが支払い期日が到来したものとしてメンバーに支払いを求め、かつ第33条(1)(不払いによる保険の終了)のもと送付する通知中に示す金額において(マネジャーの裁量により)既に相殺を許しているか、メンバー勘定の貸方にメンバーへの支払額を記帳している場合に限り、これを例外とする。

オーバースピル 保険料への担保 36(3) (A)

(i) もしクラブが第37条(2)に従い一度以上のオーバースピル保険料を徴収するため保険年度が締め切られず継続する旨言明し、

(ii) クラブが徴収するオーバースピル保険料の支払い義務を負うメンバーに対するクラブの保険が理由の如何を問わず既に終了しているか、または終了するか、またはクラブがこれを終了すると決定すれば、クラブは当該メンバーに対し、クラブの決定する日(「期日」)までに、メンバーが将来負担すべく見積もられたオーバースピル保険料に対する保証や他の担保の提供を求めることができる。そのような保証や他の担保は、クラブがその裁量により状況に即して適当とみなすところの形式と金額(「保証金額」)ならびに条件を備えたものとする。

- (B) クラブが求める上述の保証または他の担保がメンバーより提供されぬ限り、または提供されるまで、当該メンバーにより、またはメンバーのために加入が為された船舶に関し、どの保険年度のものであろうと、クラブはルールのもと提出されるいかなるクレームにも応ずる責を負わない。
- (C) もし期日までにメンバーより上述の保証または他の担保がクラブに提供されなければ、メンバーは保証金額に等しい金員を支払い期日が到来したものとしてクラブに支払わねばならず、その金員は、クラブがその裁量により状況に即して適当とみなす条件で、保証金としてクラブにおいて保有されるものとする。
- (D) クラブの要求する保証または他の担保(上記(C)項に従い為されるところの支払いを含む)の提供は、クラブの賦課するオーバースピル保険料を支払うべきメンバーの責任を決して制限するものではない。

VII クラブの基金

第37条

保険年度の締め切り

- 特別保険料 37(1)** ある保険年度終了後それが時宜に適うと考える時点で、当該保険年度が第11条(3)に定める特別保険料に関して締め切られる旨理事会は宣言する。
- オーバースピル保険料 37(2)** 保険年度は、オーバースピル保険料に関しては当該保険年度開始より三年の期間の満了をもって自動的に締め切られるものとする。ただし常に、この期間の満了前に、プール協定に従い、プール協定の参加者よりオーバースピル・クレーム事故発生日が同保険年度に属するようなオーバースピル・クレームにつき通知があった場合、この自動的に締め切りは停止される。この場合、クラブは、オーバースピル保険料賦課の目的のため当該保険年度が締め切れぬままに継続する旨、できるだけ速やかに宣言する。一旦そのような宣言が為されれば、オーバースピル・クレームに関する債務のすべてが果されたか、そのために十分な準備金が設けられたと理事会が決定するまで、その保険年度はオーバースピル保険料賦課の目的のため締め切れぬまま継続すべきものとする。
- 超過基金の処理 37(3)** 保険年度の締め切りに先立ち、その保険年度の分担金その他の受取金(準備金および引当金の取崩額を含む)が、同保険年度に関して支払われた分担金からの準備金および引当金への繰入額と併せて、クラブが当該年度に負担すべきクレーム、費用、損失その他の支出(支払われたか、発生したか、予期されるものかを問わず)を超えるならば、その超過分の処理は次のいずれか、またはその双方による。
- (i) 第39条(1)に従い一般準備金に振替えられる。
 - (ii) 理事会は、その全額か一部を、当該分担金を支払ったメンバーへそれぞれの分担割合に応じて払い戻すよう命ずることができる。ただし第14条に従い退会後の保険料の支払いを免除された船舶、または特別保険料の分担責任を特に除く特別条件で加入した船舶、または第33条(1)(不払いによる保険の終了)が適用され加入が終了した船舶については一切払い戻しはない。
- 精算済保険年度の合併 37(4)** 保険年度の締め切りに際し、または締め切り後のいかなる時においても、理事会は二年以上の精算済保険年度の勘定を合併し、それら年度の貸方残を共同利用することを決定し得る。理事会がそのような決定をすれば、それら二年以上の精算済保険年度はすべての目的のためにあたかも単一の精算済保険年度を構成するかのごとくに扱われる。
- 精算済保険年度の収支残 37(5)** 精算済保険年度につき、クラブの当該年度に負担すべきクレーム、費用、損失その他の支出(支払われたか、発生したか、予期されるものかを問わず)が、準備金および引当金への繰入額と併せて、当該年度の分担金その他の受取金(準備金および引当金の取崩額を含む)と均衡せぬと理事会が判断すれば、貸方残はクラブの一般準備

金に振替えられ、不足額はクラブの費用として処理され、クラブの一般準備金を取り崩すか第10条(1)(保険料による分担金)に定める保険料によって補てんされる。

第38条

再保険とプール協定

- | | | |
|---------|-------|--|
| 個々の船舶 | 38(1) | マネジャーは、加入船に関して発生する危険のすべて、または一部を、クラブのためにマネジャーが適切と考える条件で、かつ適切と考える再保険者に出再することができる。 |
| クラブのリスク | 38(2) | マネジャーは、クラブのリスク(プール協定のもとで生じ得るリスクを含む)のすべて、または一部を、クラブのためにマネジャーが適切と考える条件で、かつ適切と考える再保険者に出再することができる。 |
| プール協定 | 38(3) | クラブはプール協定やその他同種または同目的の協定の成員に留まることができる。 |
| 保有リスク | 38(4) | 理事会はその裁量により、クラブのため、第39条(1)により設定されたか設定され得る一般準備金より支払われるか支払われ得るクラブのリスクや債務のすべてまたは一部を、理事会の適切と考える再保険者に適切と考える条件で出再することができる。 |

第39条

準備金

理事会は偶発の事態や目的に備えるため、その裁量により、適切と考える準備金その他の勘定を設定し維持することができる。それら準備金としては特に次のものが挙げられる。

- | | | |
|------------|-------|--|
| 一般準備金 | 39(1) | 理事会はいずれの保険年度にあっても、予定総保険料または特別保険料の収入より随時適切と考える金額を一般準備金へ振替えることができる。そのような一般準備金は、理事会により何時であろうとも： (i) その全額か一部を、クレーム、費用、あるいはクラブのその他の支出(支払われたか、発生したか、将来発生するものかを問わず)、さらにすべての精算済保険年度につき発生したか発生し得る欠損に限定せぬものの、これをも含めてそれらに備えるために、または過去、現在、未来のいかなる保険年度に関してもその保険料の支払いを無用にするか減額するために使用することができる。または (ii) 適切と考える金額を適切な方法でメンバーに分配するために |
| オーバースピル準備金 | 39(2) | 理事会はオーバースピル保険料の収入をもってオーバースピル準備金を設ける。 (A) そのようにして創設されるオーバースピル準備金は、その都度徴収されるオーバースピル保険料による収入だけから成り、そのために保険料が徴収された特定のオーバースピル・クレーム（既に発生しているか将来発生すべきものであるかを問わず）にのみ備えるものである旨明示されるものとする。 |

- (B) オーバースピル準備金は、それぞれ別個の基金として理事会により投資され、このように投資された基金による利益(配当、利息あるいは利息より生じる加算利息を含む)または損失は、そのいずれであるかによって当該オーバースピル準備金勘定の貸方か借方のいずれかに算入される。
- (C) オーバースピル準備金設定のために使用されるオーバースピル保険料を拠出した各メンバーは、(第39条(2)のもとで理事会の有する権限に抵触せぬ限り)オーバースピル準備金設定のために使用されたオーバースピル保険料への実際の拠出高に応じた割合で、当該オーバースピル準備金に利益を有するものとする。
- (D) オーバースピル準備金の貸方残は、特定のオーバースピル・クレームの負担を無用にするか減らすために使用されるか、同クレームの全額または一部を支払うために使用されるか、または本条(F)項に従いメンバーに払い戻される。
- (E) 一件のオーバースピル・クレームに二度以上オーバースピル保険料が徴収され、同オーバースピル・クレームに関し本条(A)項に従い二件以上のオーバースピル準備金が設けられていれば、理事会は同オーバースピル・クレームの支払いのため、それら準備金勘定が設けられた順序に従って準備金を利用するものとする。
- (F) いかなる時でも、オーバースピル準備金の貸方残が実際の、または予期されるオーバースピル・クレームを支払うに必要な額を超えると理事会が判断すれば、理事会はその超過額またはその一部を、同オーバースピル準備金にオーバースピル保険料を拠出したメンバーへ払い戻すことを指示できる。このような払い戻しは、本条(C)項に定めるところのオーバースピル準備金に対して払い戻しを受けるメンバーが有する利益の割合に応じてなされる。

ただし常に

- (i) クラブは、メンバーがクラブに負う債務額を当該払い戻し額と相殺する権利を有し、
- (ii) 理事会の意見で、一以上のメンバーへのそのような払い戻しが不可能または実行し難いとされれば、さもなければ払い戻されるべきところの金額は一般準備金へ振替えられ、
- (iii) 第14条のもとで保険料分担義務を免除された船舶に賦課された拠出金に関してはいかなる払い戻しもない。

第40条

投資

- | | | |
|------|-------|---|
| 投資管理 | 40(1) | 理事会の承認を得て、クラブの本クラスの基金はマネジャーかマネジャーが任命する投資管理人か投資仲介業者または代理人により投資することができる。理事会は何時でも、または随時に適切と考えるクラブ基金投資のための指針を定めることができる。 |
| 投資手段 | 40(2) | そのような投資は、マネジャーが適切と考える株式、公社債その他 |

の証券、また通貨、商品その他不動産あるいは動産などの購入、または口座への預金によるか、理事会の承認するその他の方法によるものとする。

基金の共同利用 40(3)

理事会が別途決定せぬ限り、また第39条(2)(オーバースピル準備金)に抵触せぬ限りすべての保険年度の貸方にある基金および本クラスの準備金または勘定は、共同利用に供され、単一の基金として投資される。

利益と損失 40(4)

基金がそのように共同利用に供されれば、そのような基金より生じる配当、利息、利息より生じる加算利息および実現・未実現の投資益・投資損は、そのいずれであるかにより、そのような利益や損失の発生したところのクラブ会計年度の収支勘定の貸方か借方のいずれかに算入される。

(A) 投資益の使途は次の通り。

(i) クレーム、費用、損失その他の支出(支払われたか、発生したか、予期されるものかを問わず)であって、理事会の意見でクラブの本クラス負担項目とすることが必要かつ適当であるとされるものの補てん。または

(ii) 理事会が時宜に適うものとする準備金または引当金への振替え。振替えは、理事会が適当と考えるところの精算済保険年度に関し発生したか発生し得る欠損に関する準備金および引当金へのそれを含む。

(B) 投資損はすべてクラブの費用として処理されるものとし、投資準備金や一般準備金の取崩額か第10条(1)(保険料による分担金)のもとの保険料により補てんすることができる。

VIII

一般条件

第41条

差し控え

41(1)

いかなるものであれ、また何時であれ、クラブの作為、不作為、差し控え、行動はすべて、それがクラブの職員、使用人、代理人その他によるものとそれらを介したものとを問わず、一切それをもってクラブがルール上の権利の主張や行使を差し控えることを認めたり約束したものとすることはできない。

専門家の助言 41(2)

第31条(4)(専門家の任命)のもと任命された専門家はすべてメンバーを援助するために任命された者であり、彼が与えるいかなる勧告や助言もルール上のクラブの権利や救済手段を拘束し、損い、あるいはそれらに影響することはない。

理事会の権利行使の
差し控え 41(3)

ルールのいずれであれ、メンバーがそれを無視しあるいは従わず、またそれに背いても、理事会はそのことより生じるクラブの権利の行使をその裁量により差し控え、それが適当と考えるクレームを通過せしめ、その全額または一部を支払うことができる。しかしながら、クラブは常に通告なしにルールの厳格な適用を主張する権利を有する。

第42条

譲渡

42(1)

クラブによる一切の保険、およびルールやクラブとメンバーの間の契約に基づくすべての利益は、マネジャーの文書による同意なく譲渡することはできないが、マネジャーはその裁量により、一切理由を述べることなくそのような譲渡を認めまたは拒否し、またはそれが適当と考える条件での譲渡を承認する権利を有する。

相殺 42(2)

クラブは、メンバーの譲受人に対する支払いに先立ち、メンバーがクラブに対して負うすべての債務または潜在債務を果すのに十分であるとマネジャーが見積る金額を控除するか保留する権利を有する。

第43条

権限の委譲

理事会による委譲 43(1)

権限、義務または裁量がルール上理事会に帰属するとされる場合には常に、そのような権限、義務または裁量がクラブの通常定款に定められた委譲に関する条項に従い理事会の小委員会かマネジャーに委譲されぬ限り、それらは理事会により行使されるものとするが、委譲された場合のその権限、義務または裁量は、誰であれその委譲を受けた者が行使できる。

マネジャーによる委譲 43(2)

ルールによって権限、義務または裁量がマネジャーに付与または課される場合には常に、そのような権限、義務または裁量はルール上の条件や制約に抵触せぬ限り、マネジャーの一名以上の者あるいはマネジャーの使用人で委譲または再委譲を受けた者も行使できる。

第44条

論争と紛議

裁決 44(1)

ルールや、クラブとメンバーとの間に結ばれたあらゆる保険契約から、またはそれらに関して、クラブまたはマネジャーと他者との間に紛議や論争が発生すれば、そのような紛議や論争は先ず第一に理事会に付託されその裁決に委ねられるものとする。この場合、事案がそのような紛議や論争の発生以前に既に理事会により検討されたことがあるか否かを問わない。そのような付託や裁決は文書によって申し立てられた事項についてのみ行われる。

仲裁 44(2)

そのような他者が理事会の裁決を受諾せぬか、事案付託後三ヶ月以内に理事会が裁決し得ぬ場合には、その紛議や論争はロンドンでの仲裁に付託される。

- (A) 仲裁は各当事者が一名ずつ選任した仲裁人二名によって進められる。もしそれら仲裁人の間で合意を見なければ、紛議や論争は両名が選任する一名の審判人の裁定に委ねられる。
- (B) クラブのメンバー、マネジャー、マネジャーの使用人はいずれも仲裁人または審判人の職務に就くことはできない。
- (C) 仲裁における証拠方法や手続きは、仲裁人または審判人の裁量により商業的通念をもってこれを行い、証拠に関しては法的手続きを顧慮しないことが許される。
- (D) 仲裁人または審判人は、法律上の論点についてはそれが適切と考える弁護士の意見を求め、その意見に基づき仲裁を進めることができる。仲裁人または審判人が要した意見取得のための費用および付随費用は、その意見を直接弁護士から取得したものでない場合を除き、裁定を得るに要した費用の一部とみなされる。
- (E) 付託や裁定に要する費用ならびにその付随費用は、それぞれ仲裁人か審判人の裁量による。
- (F) 仲裁の申し立てとそのすべての手続きは、1996年仲裁法の規定とその改正法もしくは再制定法に従う。

唯一の救済 44(3)

そのような他者は、第44条に定める手続きをもってする他は、クラブに対し訴訟など法的手続きを提起することも維持することもできず、前記の第44条(2)下の仲裁によらず法的手続きを開始できるのは、そのような仲裁による裁定の執行を求める場合のみとし、その場合もクラブによる支払いを裁定した金額があれば、その金額の執行に限定される。紛議や論争に関してルールと加入証明書のもとクラブが他者に対して負う唯一の義務は、裁定で指示された金額を支払うことにのみ存する。

オーバースピル・クレーム 44(4)

- (A) 第5条(9)に示す論争はすべて審査員の合議体(「パネル」)に付託されるものとし、パネルは、仲裁廷としてではなく、プール協定に定められた手続きに従い設置された専門家の合議体として機能する。

- (B) メンバーが論争の付託を望む時点でパネルが設置されていなければ、クラブは、メンバーの要請を受け、プール協定のもとで必要なパネル設置の指示を出すものとする。
- (C) クラブは(自ら、またメンバーの指示を受けて)パネルに対し正式に、いかなる争点についてもそれを調査し、できる限り速やかに決定を下すよう、プール協定のもと必要な指示を与えること(ができ、また与えること)とする。
- (D) パネルはその裁量により、論争を裁定するため、どのような情報、書類、証拠、申し立てが必要か、またそれらをいかにして得るかを決定し、クラブとメンバーはパネルに全面的に協力すべきものとする。
- (E) 第5条(9)に示す論争を裁定するにあたり、パネルは、プール協定のもとでパネルに付託された当該オーバースピル・クレームに関し発生する論争を裁定するにあたり従うと同様の手続きを踏むよう努めるものとする。
- (F) 論争の裁定にあたり、パネルの構成員は、自身の知識と専門家としての技量に依拠するものとし、クラブまたはメンバーが提供しパネルが適当と考える情報、書類、証拠または申し立てに依拠することができる。
- (G) いかなる事柄についても、パネル構成員の内三名の同意がない場合は、過半数の意見が採用される。
- (H) パネルはその裁定につき理由の開陳を求められることはない。
- (J) パネルの裁定は(下記(K)項のみを例外として)最終的なものとしてクラブとメンバーを拘束し、いずれにもその裁定の変更を求めてアピールする権利はない。
- (K) パネルが論争に裁定を下しても、クラブまたはメンバーは、パネルの裁定以来事態が実質的に変わったと考えれば、上記(J)項にかかわらず論争をパネルに差し戻すことができる。
- (L) パネルの費用はクラブが支払う。
- (M) クラブがオーバースピル・クレームに関しパネルに支払う費用、補償金その他の金員は、パネルへの付託が第44条(4)とプール協定のいずれに従って為されたかにかかわらず、第5条(7)(B)(i)に明記された目的のため、オーバースピル・クレームに関しクラブが適当に支出したものとみなされる。

第45条

通知

クラブへの通知 45(1)

ルールのもと、クラブに送達するよう求められる通知は、現在の登録事務所におけるクラブに前払い郵便によるかファクシミリまたは電子メールで送達することができる。

メンバーへの通知 45(2)

ルールのもと、メンバーに送達するよう求められる通知は、登録簿上の住所におけるメンバー、あるいは同通知が関係する現在または過去の加入船のクラブ加入を媒介したブローカーその他の仲介者の事業所に前払い郵便によるかファクシミリまたは電子メールで送達することができる。共同メンバーの場合、通知は共同メンバーのいずれかの者宛てとし、その送達をもって共同メンバー全員へ宛てた十分な送達とされる。

住所 45(3)

連合王国外の住所を登録簿に記載されているメンバーは、自分への通知の宛て先とすることのできる連合王国内の住所をクラブに随時通知すれば、そのような住所でクラブより通知の送達を受ける権利を得、第45条(2)の目的のためには、その住所が登録簿所載の住所とみなされる。

送達日 45(4)

いかなる通知や書類も、郵便で送達される場合は投函された翌日に送達されたものとみなされ、その証明のためには、通知の封入された書状の宛て名が正しく、前払い郵便封筒で投函されたことを証明すれば足る。ファクシミリまたは電子メールによる通知は、すべてそれが発信された翌日に送達されたものとみなされ、その証明のためには、そのような通知が正しく発信されたことを証明すれば足る。

承継人 45(5)

クラブのメンバーであるか、またはあった者の承継人は、上記のように送達された通知や書類が当該メンバーの最近の住所に宛てられていれば、クラブが同メンバーの死亡、廃疾、精神異常、破産または清算の通知を受けるかもしれぬ場合でも、その通知や書類に拘束される。

第46条

裁判管轄

英国法 46(1)

ルールおよびクラブとメンバーの間に締結される保険契約にはすべて英国法が適用され、同法に拠って解釈される。

ただし常に、第19条(1)(A)に定める場合を除き、1999年契約(第三者の権利)法または同様の法令の発動によるいかなる利益や権利の取得もこれを意図していない。

裁判管轄 46(2)

クラブとの論争や紛議(第44条の解釈・効力・適用についての論争を含む)はすべて(第44条に抵触せぬ限り)専らロンドンの高等法院の判決に従うものとする。